

研究紀要

江戸中期の文化年間の新島
—「御用書物控」と「島役所日記」を中心に—

元法政大学教授 段木一行

調査・研究「研究紀要」

江戸中期の文化年間の新島—

—「御用書物控」と「島役所日記」を中心に— 元法政大学教授 段木一行

平成19年度年報に引き続き、段木一行先生の研究論文を掲載します。経緯は前年度年報をまずお読みください。

新島には「羽伏浦砂」の外に、国地からは「墓石」の注文もあった。

覚

一 墓石砂 但 壺斗五升入 三俵

右御注文之砂、出府名主儀右衛門江被仰付候間、先便帰嶋市右衛門、御手本砂持参仕申達候故、早速元村之内羽伏浜砂并枝郷若郷村砂・式根嶋砂三ヶ所方取寄せて立振ひニかけ交セ合セ奉差上候、勿論沢山ニ有之候砂之儀ニ御座候得共、前書奉申上候通、三ヶ所之内式根嶋ハ海上隔テ、若郷村之分□□ニ掛り難所故、人夫茂余程相掛候儀□可相成義ニ御座候、□□ツ>御買上ケ□□上候、乍区恐此段奉申上候、以上

酉□月

伊豆国附新嶋(48) (以下

欠)

これは「砂粒」になる前段階の「砂利」とか「礫」で、これを選別するには手間が掛り、それなりに値段は次ぎに掲げる文化11年(1814)の「覚」のように設定されたりもしていた。

覚

一 黒大小砂利 但 撰り分 式袋

此代壺合ニ付 銀□厘

一 青大小砂利 但 撰り分 式袋

此代壺合ニ付 銀八厘

一 白砂利 但 撰り分 壺袋

此代壺合ニ付 銀四匁

此白砂利之儀者白青交り候砂、一躰ニ有之候、其砂之内ニましり候砂利ニ而、其内の一
粒ツヽ撰り分ケ候故、急速ニ分ケ方仕方心元無御座候、余分撰り分ケ候に者、殊之外日数手
間相懸り候、然れ共見事に相見へ候故、少々手本砂ニ御覧ニ入候、乍憚直段高直ニ御賢察恐
多奉存候得共、前書申上候通、白青の内の一
粒ツヽ取上ケ候故、手間数口相掛り候積りを以、
直段付仕奉申上候

一 焼火鉢(鉢)・七輪共 六ツ

右御注文、先達而仰付候ニ付、職方ニ申付致候、今便口兼候故、追便ニ積入可奉指上候、
以上

戊四月

新嶋

地役人 前田数馬(49)

嶋方

御役所様

前段に出て来る砂利は黒・青・白の色分けであり、基石とは異なり、それより小粒を言っている
ようである。おそらく、江戸で流行していた盆栽などに使用していた材料ではないだろうか。
波や風に洗われたこれら小粒の石が、江戸で珍重されていたものと考えられる。後段の
「火鉢(鉢)・七輪」は新島特産のコウガセキの加工製品と見て間違いのないところである。こ
こでは黒・青・白の砂利の内、虫損によって黒の値段は詳らかではないが、青・白の値段は上
記の史料によってわかっている。火鉢や七輪の値段については、注文品が出来上がって、江
戸の嶋方役所へ納品したときの「覚」に見えるので、次に掲げる。

覚

一 七輪 三ツ

但 壱ツニ付、代百四拾八文ツヽ

一 焼火鉢 三ツ

但 壱ツニ付、代百六十四文ツヽ

右者、先達而御注文被仰付候ニ付、職方江申付候処、此節出来仕候ニ付奉差上候、并御
注文書奉返上候、以上

戊六月

新嶋

嶋方

地役人 前田数馬(50)

御役所様

これによって七輪は148文、焼火鉢は164文であったことがわかる。

また文化13年(1816)にも呂櫃2個を島から送り出しており、江戸の嶋方役所を通して1個47
2文で売り捌いている。なお、3月付け「覚」には七輪3個を1個200文の値をついで江戸で売却

している。これら製品の評判は良かったようで、5月にも七輪3個・焼火鉢3個の注文があり、6月に江戸へ送っている。

文化12年(1815)5月17日付「嶋方役所 書付」が地役人前田数馬宛に届いた。それは抗火石製の炉の注文で、次の図面が添えられてあった。

右者、軽石ニ而呂ニいたし度候、外廻りハ少々かけてもよろしく、中の角のかけぬやうニいたし度候

亥五月

別紙、雛形之通注文申遣候間、早速差出候様可致、尤此書付□□

亥五月十七日 嶋方

役所 印

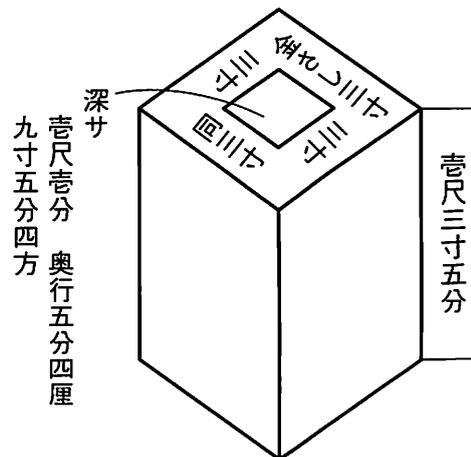
新嶋

地役人 前田数馬(51)

ここで言う軽石とは言うまでもなく新島特産のコウガセキを言い、江戸からの注文は右図のように細かく図面で指示し、それに従って新島で原石を伐り出し加工する。この注文を受けた新島では翌六月には造り上げ、江戸へ発送している。値段は職方へは350文、役所分として472文を請求している。役所への代金は梱包・輸送料等である(52)。すなわち、新島での天然資源、及びそれらを加工した製品は、村の専売制によって販売している。これは国地ばかりではなく、島内の販売も同様だったと推定されるが、いまのところ確証はない。

どのような用途かは分からないが、文化13年(1816)の『御用書物控』には11月15日付「覚」として掲載されているが、この日付は前年のもので、注文は右図のような図面をもってなされ、「右軽石仕立、便船次第□差出候様」とある。

注文を受けた新島は、この製品の値段を「代銭貳貫貳百文」と返答している。



(9)物産調べ

文化10年(1813)6月付「覚」を次に掲げる。

覚

一 もく付蟹 塩漬置

是者春方夏迄之内、藻はへ出候もくの中ニ相見へ申候

一 磯黒蟹 式品共ニ塩
真蟹

此式品者四季とも海岸穩ニ成ル日ハ多分ニ相見へ申候

一 □ゞあ蟹 干立

是者稀成蟹ニ而、六・七月時分、地引□有之節、四・五ケ年之間ニもし共□式ツも見
付候事御座候得共、先ツ稀成事ニて、海中多少ハ難計品ニ御座候

合四色 外ニ (干立真蟹 拾七
磯黒蟹 □〇 箱

右者先便もくそふ蟹拾五疋程御入用、便船ニ可差上与の仰付奉畏候、然□□蟹と申ハ旋与
存不申候故、嶋□□もくつ蟹と名付候蟹を塩付ニ仕□□いつれ之蟹ニ御座候哉、難計
奉存候ゆへ、其外蟹類干立奉差上候、以上

酉六月

新嶋

地役人 前田 数馬 (53)

嶋方

御 役 所 様

これらの蟹は食料品のサンプルとして、新島から江戸の嶋方役所へ提出したものではない。
享保年間以降、全国各地の特産品調査が幕府で行われており、その資料としての提出である。

安田健氏は『諸国産物帳』(54)で概略を次のように記している。

享保19年(1734)3月、8代将軍徳川吉宗の命によって、丹羽正伯貞機が諸国の産物・(地
域)名称・形状等の調査を始めた。幕府は諸大名・代官等に対して丹羽に協力するよう命じて
いる。正伯はすでに『庶物類纂』を手掛けており、幕府の命によって『諸国産物帳』編纂という
本格的な全国調査に着手した。正伯は各藩等に調査項目を示し、これによって各藩等に調査
をさせ、それを正伯の元に集積させた。正伯はこれらを精査し、不足や訂正部分を再度調査さ
せた。かくしてその成果は正・副2冊として、正を幕府へ提出、副は各藩等に保管させた。幕府
に提出した正本は、その後紹介もされないままに、いつの間にか行方不明になっている。副本

の方は各地に保管され、明治以降各地の県及び市町村史編纂事業で公刊され、さらに研究者の努力によって発見が続いており、168点の所在が明らかになっている。

伊豆諸島にかかわるものとしては『豆州諸島物産図集』(上・下)・『豆州諸島物産図』(1・2・3・4・5)・『八丈産物集』(1・3・5・7)が公刊されている。外に『八丈物産志』などもその所在が知られている。幕府に保管されていた正伯の『庶物類纂』は前後1,000巻・増補54巻は、現在では、国立公文書館に所蔵されている。

3. 海洋

(1) 文化14年の「大嶋ニ而御用向控」をめぐって

新島の漁業について良くまとまっている史料が、文化年間の末にあるのでその方から見ておきたい。

文化14年(1817)には『御用書物控』(55)のほかに『大嶋ニ而御用向控』(56)が現存している。後者は3月に御普請役山田忠兵衛と伊豆代官手代佐藤東午(平カ)が江戸から大島に出向して、伊豆諸島の事情を聞き取り調査している。この時、新島などの村役を呼び付け質問し、それに対して応答している記録がある。本題に入る前にまず『文化十四年新島役所日記』から見てみよう。

三月十四日

大嶋方

一 御普請役格山田忠兵衛□□・佐藤東午様方之御□□ニ而、若郷江着船、即日□□

廿二日

一 求馬漁船ニ而年寄市右衛門・□□(若郷村勘兵衛カ)大嶋へ御用ニ付渡海

廿七日

一 求馬漁船申ノ下刻大嶋方帰帆、年寄市右衛門・若郷村勘兵衛、同所ニ滞留、書状差越ス、外ニ神津嶋江御用状壺通、従使之内新町四郎左衛門持参

四月四日

一 年寄市右衛門・若郷勘兵衛、先達ニ御用ニ付大嶋江渡海致居候処、御用済ニ而同嶋御在嶋御役人山田忠兵衛様御差図ニ而押送り船ニ而兩人帰嶋

と見える。この『日記』によれば、幕府役人に対して応答の役を勤めた者は、本村の年寄市右衛門と、若郷村名主勘兵衛の兩人であった。この際の間答は当時の新島を理解する有力な史料なので、『大嶋ニ而御用向控』を分析してみようと思う。

まず『日記』だが、3月14日の条は虫損により欠字が多く、その内容ははっきりしないが、江戸から大島へ出向して来た幕臣山田忠兵衛・佐藤東午からの呼出状(廻状)が利島から新島の若郷へ届けられた。それを本村にある陣屋へ伝達したことを記している。この御用状は村か

ら村役一人宛、幕臣兩人が滞在している大島の宿所への出頭を命じたものであった。新島では本村年寄市右衛門と、枝村である若郷村名主勘兵衛をその任に当てた。兩人は3月22日に役船に指定された求馬漁船(乗組員10人)に乗船、順風を得てその日には大島に着岸し、直ちに宿所へ出頭している。その時の質問は大きく分けて5つであった。

A. 抜荷について

新島では抜荷の事実はないかと、まず質問されている。これに対して「私共嶋方船々出帆之時々、其儀厳敷船手共へ申付置候故、多分ハ抜荷之儀有之間敷奉存候」と答えている。「多分」などと言ったところからみて、回答にはいささか自信がないような感じがするが、事実として先年、抜荷の取り調べがあつて、入牢の者が出たところである。今回も御勘定所の捜査があつた。質問の裏にはこのような事実があつたから、質問者は実にねばっこい。新島は人口2,040人で、稼ぎ方は3年平均で、1人わずか金2分余である。これでは衣食すら不足するのではないか、全く抜荷をしないということはあるまい。ないとは言わせぬ、恐れ入つて抜荷を認めた上で、今後は絶対せぬとの請書を提出せよと迫っている。江戸の嶋会所の御慈悲もあるところから、今までのことは不問とし、今後は決して抜荷を致してはならぬと厳命されている。

B. 式根島について

「かの嶋者流人無之場所ニ而、殊ニ無人嶋之事ニ候ハ、何も差支え儀者有間敷旨被仰聞候」と、いささか質問の趣旨がはっきりしない。おそらく質問者側でも式根島については知識不足だったようだ。これに対する回答は説明的になっている。すなわち、式根島は新島と一体の関係にあり、薄地ではあるが立木があり、船普請・家普請や薪など式根島を有効利用している。無人島とは言え新島にとっては式根島は貴重な属島である。国地や他の島から人手したいとの動きもあるが、実に迷惑なことと言わなければならないと言っている。

寛政5年(1793)代官三河口太忠の廻島の際に、式根島の見分(検分)があつた。それまでは無年貢地であつたが、以後冥加金を上納しており、新島持ちが確定している。島民の中でも式根島へ移住したいと申し出る者も時々はあるが、そのようなことになると、新島島民の生活が成り立たなくなるとして、移住は許可していない。多くの流人を養うためにも(人会地としての)式根島があつてこそ、新島島民は日々安心出来ると述べ、兩人は納得されたものと記している。

C. 国地漁船への餌付けについて

新島では春先に「とふご」(トウゴイワシ)という根付きの餌魚がいる。タカベの子・アジの子も

新島の近海に多く、鰹漁の好適な餌である。国地の船は新島の近海に時々来るものの、流人の島なので、近寄り過ぎないように申し聞かせているので、海上3-4里程沖から、利島・大島の方へ向きを変えている。

D. 沖売りについて

寛政8年(1769)に代官三河口太忠が新島の助成にもなるだろうとして、押送船を持ったらどうかとの教示があった。生鰹・小魚の輸送で江戸への荷送りが早められるので、その際に押送船2艘を新造し、在来の漁船に生切手3艘分をお願いしたが代官が帰府した後、代官所から新島は流人島であるがゆえに、押送船の所有は難しい問題があるとの申渡しがあった。そこで、釣り上げた鰹などを海上で国地などの押送船に送ることが認められ、今日まで沖売りをしている旨を答えたところ「成る程尤と」納得された。

その一方生鰹並びに諸魚を押送船に沖売りする場合、身元確かな佃屋吉左衛門持の船に限って売り渡すように、佃屋船には幟を立てさせる。「割札」を支給するから島方で確認し、今後はそのように沖売りせよとの命令があった。もちろん、値段は両者相對に勝手次第とする。なぜか突然一方的に佃屋吉左衛門なる買受人を押し付けている。これに対して新島からは当然のこと異議が申し立てられた。佃屋吉左衛門一軒問屋では、一方的な買い占めが行われる心配があり、島方の難儀になりかねないと言うのである。これについてはかなり問答が繰り返されたようで、さすがの幕臣も余りにも押し付けがましいことと思っただしく引き込めざるを得なかったようである。しかし、押送船へ沖売りする場合、支給する「鑑札」を提示することを厳命している。「鑑札」の図は『御用向控』に記されているので右に掲げる。



E. 脇売りについて

江戸の御会所を通さず、脇売りをしていることは厳しく禁じられているが今回は不問にする。

しかし、以後は小前どもに厳しく申渡すようにとの厳命があった。脇売りとは島の船が勝手に船荷を売却することを示している。幕府の言い分は世間知らずの島民が海千山千の国地商人に不当価格で買い叩かれるというのであるが、島民は御会所に中間搾取されているという感じを持っていたようだ。

以上の事項について「願書」という形で、新島から提出するよう命ぜられ、その下書きまで手渡されている。市右衛門と勘兵衛は宿に下がり相談している内に、有無を言わず下書きの通り至急提出するよう厳命されている。彼らは新島に帰り島役らと協議することもできず、意に反して「願書」を提出せざるを得なかった。提出した「願書」は次の通りであった。

乍恐以書附奉願上候

一 当嶋魚漁并諸産物共、嶋人数漁船数ニ応し、甚出方無数取続方不始末之儀、段々御尋ニ御座候而、申訳無御座奉恐入候、然処、新嶋之儀者、一躰魚漁重モノ場所ニ而、鯉其外鯉・鯖・たかべ等之小魚御座候処、押送り船無御座、生魚ニ而差出方差支候間無処節并塩干物等ニ而差出候間、金高不相進て、取続方難義仕候与申上候処、左候ハ、御会所方押送船波浮湊江御差越被置候積りニ而、魚漁有之次第生ニ而差出、宜敷分者其時之漁船を以同所迄積参り、押送り船江積替、運賃之儀者積高二応し取極メ、差出可仕与被仰聞、難有承知仕候、左様相成候ハ、格別嶋方勝手宜助成も相増可申与、難有仕合奉存候間、右御仕法被仰付被下置候様奉願上候、然る上者、此度厚御趣意を以、御渡海被遊、御理解之趣在嶋同人并小前一同江得与申付、漁業者不及申上ニ、諸産物共格別出方相進候様出精相稼、聊不取締之儀無御座候様可仕奉存候間、願之通被仰付被下置候様奉願上候、以上

新嶋

役人惣代

文化十四年丑三月

勘兵衛 印

市右衛門 印

山田忠兵衛様

佐藤東午様

この時交付された「鑑札」は本村39枚・若郷村4枚の計43枚だが、「切手」はその裏書きによると120枚用意されていたようである。120枚は新島以外の大島・利島・神津島の北伊豆諸島の分も含まれていたと考えられ、伊豆諸島全域に同様の方式を実施しようとしていたようであるが、詳らかではない。新島に交付された43枚は、当時新島が保有していた漁船の数と一致している。

(2) 新島の漁業

文化2年の『新島役所日記』は正月から9月までの記述になっているが、実質的には述べ19日分のみである。しかも、保存が悪く欠字が多いため、記録の筋を追うのもいささか困難である。幸い文化2年の『御用書物控』の方はほぼ完全な状態であり、ここでは『御用書物控』を中心に検討を加えてみたい。

当時、新島の網漁法の中に楯網漁と地引網漁がある。文化2年(1805)正月付けの「乍恐以書付奉願上候」は、楯網持漁民11人が米155俵の拝借を江戸の嶋方役所へ申請している。米155俵の算出根拠は楯網1丈につき、米5俵ということである。1人1丈の計算であり、11人であるから155俵ということである。しかし、この11人が新島のすべての楯網主ではない。何故なら申請している楯網持主の人数11人を含めて31人(内代理人4人を含む)の名前がわかっている。補助を申請しなかった楯網主もいたのである。

翌年の2月にもまったく同じ拝借願いが提出されているが、それには「三拾一人」とある。文化2年と文化3年の拝借申請に記載されている楯網主31人の名前を比較すると、相続によると思われる若干の相違はあるが、1年間の移動の許容範囲であり、それほどの変化は見られない。

新島での楯網漁は2月から6月までの期間で、タカベ・ムロアジ漁が中心であった。漁場は式根島・地内島周辺が主で、前浜から1里程の場所である。日暮れから明方までの夜間漁で、本島に帰って食事ができない。このため船上で食事することになるので、それに必要な米を援助して欲しいとの嘆願がこれである。新島では例年ならば米相場の安い冬場に、江戸で米を買い求めて準備するのだが、去々年から不漁・不作が続き、経済的にも米を買い置くだけの余裕がなかったと言うのである。

この米拝借願いとは別に、以前楯網修復費用として嶋方役所から補助金を受けていた。文化2年のこの年には金9両を返納することになっていたが、新島は不漁・不作に陥って、全額返納できず、半金の4両2分を返納するので、残り半金の返納を延期して欲しいと嘆願している(57)。ただし、この願書を提出した「当嶋楯網持之者一同」が、米の拝借を願い出た11人の楯網持主と同一であるかは明らかではない。ともあれ、半金の4両2分は12月には返納したようである。以前にも同様米の拝借をしており、文化2年のこの年に返納皆済の約束であったが、再び返納の延期を申出ている。この延期願いには楯網持31人とある(58)。翌年にも「段々申上候通、不漁打続、去年來別而漁業無御座、当春二至候而も未漁業口相見江不申候二付(59)」と、返上納の延期を申し出ている。以上のことから拝借願を申出たのは11人だが、同じ楯網主合せて31人が連帯

保証人になっていたらしい。

楯網漁法は新島で改良されたもので、小魚漁獲に盛んに行われていた。

新島にはこの楯網漁の外に地引網漁がある。文化3年(1806)8月の「願書」には最近少々漁獲があるが、不漁続きで塩の蓄えがないので、国地から購入したいと、江戸の嶋方役所に許可を求めている。すなわち、タカベ・ムロアジのような小魚は塩漬けにされ、天日で乾燥して保存食料にした他、江戸へ輸送して換金されたものと思われるが、後代、新島の特産品となる「クサヤ」が、当時から製造されていたかは詳らかではない。ただ「塩漬け」のことを「ショツツルツケ」と呼んでいたようである。

文化9年(1812)の『新島役所日記』からカツオ漁の記事を拾ってみる。

- | | |
|-------|--|
| 2月26日 | 若郷ニ而鯉壺本□之事 |
| 27日 | 今日本村ニ而□ 但 茂兵衛・弥五右衛門船三本 |
| 3月28日 | 両町漁舟鯉釣ニ出ル、高瀬せんばニ而少しツゝ押し送りニ売ル |
| 29日 | 漁舟不残鯉釣ニ出ル、高瀬せんば、本ミち賑合、押し送りニ売ル、八百文□迄 |
| 4月 2日 | 今朝鯉漁ニ不残出ル、賑合有之、押し送りニ売遣ス、五百文方二百六十文迄相場 |
| 3日 | 今朝鯉漁□□ |
| 4日 | 今朝鯉漁ニ不残出ル |
| 6日 | 今朝鯉漁ニ不残出ル |
| 7日 | 今朝鯉漁ニ出ル |
| 8日 | 今朝鯉漁ニ不残出ル |
| 13日 | 鯉漁ニ不残出ル |
| 19日 | かたせん場ニ而鯉漁少し之賑合有之、押し送りニ売遣ス、相場壺本三百文くらい |
| 20日 | かたせん場ニ而新町舟計六艘鯉釣、押し送りニ売遣ス |
| 22日 | 漁待願かけ有之、鯉釣ニ出ル |
| 25日 | 鯉漁ニ不残出ル、汐行次第ニよろしき銚子ニ而賑合有之 |
| 27日 | 漁舟多分鯉漁ニ出ル、利嶋高瀬ニ而賑合有之、押し送り相場壺本百三十文ツゝニ売 |
| 28日 | 鯉漁ニ不残出ル |
| 5月 5日 | 昨日方少しツゝ汐行よろしく相見候由ニ而、今日漁舟五六艘鯉釣ニ出ル、地内沖ニ而賑合有之 |
| 7日 | 茂兵衛船・利右衛門舟、昼時頃方地内せんばニ而鯉少し釣来ル、 |

- 汐行殊之外よろしく相成候
- 8日 惣兵衛船大の原お帰帆、大の原鯉漁無之、もどりかけ式根沖ニ
而鯉式三十本釣着岸、新嶋海汐よろしく候得共、ながし風強風
間 [以下記述ナシ]
- 16日 今朝とふごゑさ口明ヶに而、漁舟不殘鯉釣ニ出ル
- 6月 9日 地内せんはにて佐五左衛門船・惣左衛門船、式三本当り鯉釣来
ル、ゑさ無之故、賑合とぼしく、鯉ハ沢山ニ相見候由
- 13日 暮時頃、惣右衛門漁船大野原お帰帆、鯉漁釣来ル、本代口十八
本当り、引続程なく、新町市右衛門漁舟・五兵衛舟九本当り、
惣左衛門・源兵衛船もやいにて四本当り、夫お一番鶏時分八兵
衛船帰帆五本当り
- 16日 暮時過、大野原船来ル、新町市右衛門・又兵衛船もやい十九本
当り、三郎右衛門・与五右衛門舟もやい廿式本当り、原町伊兵
衛船十四当り、同町十兵衛・市右衛門舟十八本当り、弥五右衛
門舟うとまにて五本当り、餌サ魚うとまニ沢山出候よし
- 7月 19日 大野原行新町市右衛門舟・原町弥五右衛門舟、鯉釣来り、兩艘
ともなんば有之、市右衛門舟本代口三十九本当り、弥五右衛門
舟
三十一本当り
- 29日 求馬舟・次五右衛門舟ハゑさもらい大野原へ鯉釣ニ参り、求馬
舟納場本代口廿八本当り、次五右衛門舟十九本当り
- 8月 3日 夜ニ入、五ツ時頃大野原行新町市兵衛船・権左衛門舟廿一本当
り、平右衛門舟十四本・浅右衛門舟十八本当り、原町藤右衛門
舟十九本、市右衛門舟六本当り、茂兵衛舟十四本当り、都合七
艘帰村

ここで注目すべきことは新島の漁船が釣り上げた鯉は、海上で直に押送船へ売却されているということである。すなわち新島は固有の押送船を所持していなかったということである。当時押送船には国地船と大島船とがあつて、鮮度が命の鯉は沖買いしたこれらの押送船がそのまま江戸の魚河岸へと急送していた。新島は沖買いの独自の急送手段を持つことはなかった。相場は当初1本の最高値が500文で、やがて300文から130文へと急速に安くなって行く様子がわかる。

正徳4年(1714)8月の「豆州新嶋差出帳」(60)には「釣鯉四分一御運上、年々高下御座候」とあり、運上金が収穫量によって変動していたが、やがて定額制へと移行し

ほぼ一定に決められるようになる。享保11年(1726)8月の「豆州新嶋指出帳」(61)もまったく同文で記されている。

鯉の釣餌は「とふご」と呼ばれるトウゴイワシだが、鯉釣季節に入った当初はまだ「とふご」は口明けにはなっていないようである。文化9年この年口明け前に若郷村の漁船が「とふご」を使用したことで、本村に呼び付けられ激論を交わしている様子が伺える。漁場には高瀬・かた・地内・大野原・鶴戸間などの地名が見える。汐行状況で目まぐるしく変化する様子が伺えて興味深い。安永3年(1774)3月の代官江川太郎左衛門英征が幕府へ提出した「嶋々様子大概書」が、近藤富蔵『八丈実記』(62)にあり、そこには運上品として塩・木雲月・鯉・榮螺・椿実と並んで鯉節が見える。新島・神津島に江戸時代の鯉節製造用具が現存している。釣った鯉をそのまま押送船に売却しただけではなく、島内で鯉節が製造されていたことは確かであろう。

鯉漁ばかりでなく、他の漁業も見られるので、同じ年の『新島役所日記』で拾ってみよう。

- | | |
|--------|---|
| 2月 8日 | ふのり入札取之、開札之处
落札
金拾壹両壹分□□銭七分七厘 新町平右衛門 |
| 3月 29日 | 今晚漁待ニて楯網差留メ、明朔日神参り、昼過迄沖山留メ、江戸玉子稻荷□漁業繁昌之願□のぼの式本来ル、今夕浜御宮江建ル |
| 4月 18日 | 文右衛門漁舟、布のり積立、江戸出帆 |
| 5月 4日 | 新町市左衛門網、楯網ニ参り、ふきの江ニ而大むろ壹艘有之 |
| 25日 | 文右衛門漁舟布海苔、其外干魚類積立出帆 |
| 27日 | 新町市左衛門網・原町半右衛門もやいニて、うのねニ而ニ夕間余程むろ取揚、夜ニ入前浜へ来ル |
| 6月 10日 | 今朝、夜さば釣来り、前浜ニ掛居候、押送りニ売遣ス、壹本大小共十四文五分ツゝ |
| 8月 26日 | 前浜ニ而地引少し引、ひっかり魚 |
| 9月 18日 | 当嶋不漁候故、神津島へぼうけ漁もらい漁として、右嶋役人中江相願候 |
| 22日 | 新町三郎右衛門網、前浜地引ニ而小むろニ夕間程取、□右衛門網壹ト間ほと取揚ル |

とあって、楯網漁・地引網漁や、ぼうけ漁(謀計網漁)などの小魚漁があり、釣漁では鯉漁以外にも「さば漁」などがあつた。「ひっかり魚」とは「アオムロ」のことを言う。

文化12年(1815)『御用書物控』には前年の11月に嶋方役所に拝借金助成願を提出しているが、新島には「古来々地引与申網数拾六丈」とあり、16人の網元がいたことが知られている。ただし、12年8月付の願書には若郷村にも1丈の地引網があり、16丈は本村のみの数であって、新島全体では17丈の地引網があった。なお、大漁祈願に江戸の王子稲荷(現在の東京都北区、当時は江戸朱引外で正確には江戸ではない)の幟が新島で利用されていた。国地の農業神、離島では漁業神になっている事が分かっている。このことは民俗学の面からも興味深い。

文化12年(1815)9月、新島沖にカツオが見えた。9月4日新島の漁船は残らず出漁した。利左衛門漁舟は高波に打ち返され破舟12人の乗組員が海中に投げ出された。伴船が全員をケガもなく救助したが、漁船や船具・衣類など流失した(67)。この遭難で漁船を失った利左衛門は、その月に江戸の嶋役所へ造船補助金として15両を申請している。利左衛門は年寄役で村役の一人であった。文化13年(1816)の月日不記載の「乍恐書附を以奉願上候」(63)には「当嶋々生ケ栄螺、前々々積出シ申候」とあり、生サザエ漁船の船頭7人が連名で提出している。生サザエは式根島から江戸へ積み出しており、捕獲したサザエを、式根島の入江を生け簀としていた漁法が、この時代にはすでにあつた。このような生け簀漁はすでにあり、サザエについても漁獲量の10分の1が運上金として上納されていたことが分かる。享保3年(1726)8月の「新嶋明細帳」(65)にも、まったく同様の記述があり、安永3年(1774)3月の「嶋々様子大概書」新島の部にも定納の中にサザエが見え、「古来」からの運上とある。寛政7年(1795)9月の「新嶋土地様子産物出方申上候書附」(66)に注目すべき記事がある。「一 漁業之義、早春者新嶋持式根島にて、差い生候而、三月上旬迄ニ江戸表江多分漁船ニ而積出申候」すなわち、式根島にサザエの生簀を作り、ここから江戸へ出荷していたことが伺えるのである。その生産量について「産物売立、老ケ年入金高」の頃に「栄螺同断(老ケ年)凡金百拾四両程」とあり、干魚・鯉節は金472両余、生鯉・生鯪・鯖は金32両余と比べ、生サザエの出荷量は決して遜色の無い職業だったのである。「生栄螺之儀者、他漁与違ひ、海底江むくりを入れ」とあり、海士漁法が行われていたことは確かである。江戸の嶋会所が設置される前から、江戸小田原町の生物問屋へ卸していたことも知られている。

(3) 無人島式根島の利用

慶安5年(1652)10月16日付けで、新島役所へ提出した下田船方が守るべき条目の請書「指上申手形之事」(68)の第一項目に「泊ニて、なま木切申間敷事」とある。「泊」とは漁船などの船懸かりの場所だが、その場所は何処かとの記述はないが、元禄6年(1693)正月26日付けの同じ下田船から提出させた「差出申手形之事」(69)の第一項には

被仰付候通相守、敷寝ニ罷在候内、山之竹木一切伐申間敷事

とあり、前段の「泊」は敷寝(式根)島であることが明らかである。すなわち、早い時期から無人島の式根島は、新島の属島としての位置づけであった。

文化2年(1805)の『新島役所日記』正月22日に藤右衛門船が昼頃、江戸へ向けて出帆のため式根島へ行ったとある。藤右衛門船が出帆したのはそれから10日後の2月2日であった。2月21日には大吉船・利兵衛船・茂兵衛船3艘が揃って本島である新島の前浜から式根島へ出帆した。彼らは式根島で薪を積み込み江戸へ向けて出帆する予定であると言う。4月11日には利兵衛船が式根島から三宅島に向けて出帆している。この船は雇い上げられた御用船で、三宅島から八丈島へ流人を護送する役目を持っている。このように島外へ出る船のほとんどは、新島から直接目的地へ向かうのではなく、一旦式根島へ行き、そこから目的地へ向かって出帆するのである。

新島には入江のような適当な自然港湾がなく、船は人力で砂浜へ引き揚げられる。一方、無人島である式根島は天然の良港(入江)があり、船舶の停泊に便利で、避難港・風待港として利用されている。

文化2年2月、次郎右衛門は自分の漁船で仲間と磯稼ぎに式根島へ渡った。仕事をしているうちに西風が強まり本島へ帰ることができなくなり、持参した食料も無くなった。食料になるものでもないかと「つくろ」と言う磯岸まで来た時に、1艘の廻船が停泊しているのを目にした。彼らは漁船で廻船に乗り移り、様子を一通り尋ねた。その廻船は遠州の清助船で明久丸であると答えた。沖合が荒れたためここに避難していることが分かった。そうしている内に、次第に追い風となり、出帆したいと言うので、漁船で沖合4・5町ほど引き出してやった。遠州船は新島の東浦に沿って走り去った。夜分のことなのでそれ以上は詳らかではないが、このような報告が彼等島民からあったので、とりあえず伊豆代官所に報告(70)するというのである。ここでは式根島は避難場所としても利用されていることが分かる。

正徳4年(1714)8月付け「豆州新嶋差出帳」(71)に

- 当嶋を南向二一里程離敷根島と申無人島、新嶋分二面御座候、東西へ十五丁程、南北へ六丁程、松木山二面御座候、其外之木も少々相見へ申候、此嶋二野老・山芋・葛・あしたば有之候、百姓夫食仕候、尤凶年之時分爲貯、平生ハ百姓申合取不申候

とある。すなわち、無人島である式根島にはマツなどの立木があり、トコロ・ヤマイモ・クズ・アシタバなどの食料になるものはあるが、島民の申し合わせにより、飢饉の年以外は収穫しないきまりになっていると言う。いわば新島の入会地として、管理上適切な村決めがあったことが伺えるのである。

文化9年(1812)3月12日条には

今朝両町漁舟拾七艘、式根嶋へ焚火取ニ罷越候処、生マ木口ニ伐取参候故、夕方方役人

并頭中共浜へ罷出、両町浜相改メ、生マ木之分取揚ケ、銘々船主へ大小品先ツ預ケ置候事

(72)

と見える。本村の原町・新町の漁船が大勢で式根島に焚火取りに赴き帰って来たが、焚火の中に生マ木が混じっており、それが問題になった。無人島式根島は新島持ちの島で、その管理には、たとえ成文化されていなかったかも知れないが、村掟が厳然として存在していたのである。少なくとも、元禄期以降は「式根島冥加金」が幕府に上納されており、この年も永7貫500文を上納している(73)。

同じ年の3月23日には「今朝式根嶋竹伐、漁舟老艘遣ス、頭役式人罷越、尤陣屋遣ひ道具たが竹之分」とあり、翌24日条にも「今朝式根嶋へ竹伐り人足、漁舟老艘遣ス、頭役三人・惣代之者式人差添罷越、同日夕方帰村、五人組江割賦いたし候」とあり、27日にはその竹で桶師4人が陣屋用の桶を作っている。

これらによって式根島は厳しく管理されていたことが伺えるところであり、生木を許可なくして伐採することも禁止されていた。この焚火は家庭用の燃料ではなく、たとえ塩年貢用のための製塩燃料であっても、陣屋の許可を必要としていたようである。また、家庭用の「桶たが用竹」も、陣屋から五人組単位で支給されていた実態が伺えるのである。すなわち、式根島は陣屋によって直接管理されていたことが分かる。

文化14年(1817)9月25日、式根島中ノ浦に21日から滞船していた八丈島御預船太神丸が火(狼煙のことか)を立てたので、本島から漁船が急行した。出帆の合図かと思っただ、この日は天候不順で出帆できなかった。このように本島と式根島との連絡には狼煙が使われていたことも分かる。流人船や八丈船は番船などが付けられていた。太神丸は10月3日に新島の漁船に引かれて外洋に出てようやく帆を上げて式根島を離れて行った。

(4) 海難事故

文化2年(1815)11月、摂州神戸湊の久左衛門船が難破し、水主久四郎1人だけが新島に泳ぎ着いた。続けて同3年(1816)正月には大阪淡路屋平十郎船が難破した。島民は舢舨で17人を救助した。彼らの回復を待って、新島では年寄利左衛門が付き添って江戸まで送り届けている(74)。

文化8年(1811)9月28日の夕方、越後国の代官大岡源右衛門の天領米を積んだ廻船が、新島の岸近くの早島の沖合で沈没した。乗組員は伝馬船に乗り移り19人が上陸した。翌日、彼らは陣屋に呼び出されて滞在中の掟書を申し渡されている。掟書の内容はこの年の『日記』には記されていないが、流人との接触を禁ずるなどが申し渡されていたはずである。沖船頭清兵衛らの主立った4人が翌日も呼び出され、遭難のいきさつなどが尋問されている。10月9

日には漂着者全員から口書・爪印を取って書類を作成している。かくして、彼ら19人の遭難者は10月20日に新島を離れ、江戸へと村役が付き添って送り届けられている(75)。

同じ年の11月17日夜、尾州野間栄助の桧垣船が式根島の岩場で破船し、乗組員11人の内6人が溺死した。西風の強い日であった。生き残った5人の中の松蔵は重傷であった。一通り現地で尋問し、22日に生存者5人を本島に移し、滞在中の心得を書面で申し渡した。29日には海も穏やかになったので、彼らを伴い改めて式根島の現場調査をし、積荷を本島の陣屋に運び入れた。この時船頭永助・水主万平の死体を収容・実見し、確認の上、彼らの願いにより、長栄寺に埋葬している。積荷の収容は12月まで続けられた。積荷の中に「りゅうきゅう豊表」があり、水主栄二郎の立会いで、収容作業の礼として、救難作業に当たった五人組に渡されていることが、『新島役所日記』の12月3日条に記されている。かくして5人の遭難者は12月24日新島の権左衛門廻船で、村役に付き添われて江戸へと送られて行った(76)。新島では翌年の6月3日にはこの遭難による犠牲者の供養が長栄寺と鎮守社で行われ、陣屋からは寺に3貫文、神社には2貫500文の供養料が支給されている(77)。

文化11年(1814)10月9日朝のこと、三宅島伊豆村の船が新島の黒根沖で遭難した。彦右衛門船で船頭は五左衛門、水主は嘉兵衛・七兵衛で、外に五人の便船人と合わせて計8人が乗っていた。彼らが海中に漂っているところを発見した新島の若者たちが全員を救出した。薪や椎実などを積んでいるところから、江戸へ向かって航行中だったようだ。三宅島船はどうか沈没はせず、岩根に座礁していたので、村役の指揮で8組(五人組)から2人ずつ動員されて、荷揚げの作業をした。船頭の五左衛門は江戸行きを断念し、積荷を新島で入札売却している(78)。

救助された8人は11月5日に年寄嘉兵衛に伴われて、新島船で江戸へ向かっている。彼らは代官所で事情を聴取され、便船人はそのまま江戸に留まり、船主彦右衛門と船頭・水主が新島に戻って来た。この遭難事件について『新島御用書物控』には次のように記録されている。

乍恐以書附御届奉申上候

□ 御注進奉申上候通、三宅嶋彦右衛門船、浦方取調へ相済、今般当嶋大吉船ニ而、江戸表江召連罷出候処、便船人出嶋為致候処、然ルニ右水主太兵衛并便船人甚三郎・五兵衛・文七等申者四人、漂游ニ病氣に罷在、今便出嶋難相成、何卒当嶋ニ残り、療用(養)仕度旨申立候ニ付、全快之見合候而者、御注進余り延引ニ相成恐多奉存候ニ付、右四人之者、嶋方ニ差置、此度船頭五左衛門・水主七兵衛、便船人□与市等申者、并船主彦右衛門四人召連、当所年寄嘉兵衛出府仕候、依之、此段御届奉申上候、以上

文化十一戌年十月

(村役連名 省略)(79)

鈴木伝市郎様

御 役 所

この文書は虫損等が多いものの、幸い同趣旨の届書が浦賀御番所にも提出されているので、正確とまでは断定できないが、かなりの部分の欠字が補完し得る。これにより遭難者8人の内、4人が療養のため新島に残り、船頭ら4人と船主の彦右衛門が、新島の年寄嘉兵衛に伴われて江戸の代官所へ出頭し、事情を尋問され、無事新島に戻って来たことが分かる。彼らは新島で三宅島への便船待ちをしている。文化11年『新島役所日記』の12月17日条には「家別芋四ツ宛取立遣申候」と見える。遭難者に対して新島では食料を提供している様子が伺える。12月20日に三宅島船が式根島野伏浦に入ったので、年寄市右衛門差し添えて、親類の者どもと一緒に式根島まで見送りに行っている。2日後に三宅島船は式根島を無事に出航したので、市右衛門らは本島に帰って来た。

文化12年(1815)4月9日、新島の惣兵衛船に13人が乗り組み、新島と利島の間中に所在する鵜戸根近くで楯網漁をしていた。昼夜に互る仕事だったが、翌日になっても島に帰って来なかった。9日夕方から北風が強まり、波が高くなったこともあって、「小船之儀、海上凌方無覚束」く、漂流したのではないかと島民たちは心配した。島では多くの漁船を出して、鵜戸根周辺ばかりでなく、利島・大島から、その反対側の神津島まで探索の範囲を拡大したが手掛かりがなく、「今以行衛相知不申候」(80)と代官所へ報告している。

文化14年新島大吉船が八丈島御雇船になり出帆したものの、数日に互って順風が得られず、式根島野伏浦に滞船中の9月10日、時化によって難破してしまった。是非なく積荷を海中に捨てた。船体も被害を被ったので本島に引き回し、残りの積み荷を調べ、捨てた積荷の確認を行った。式根島で海中に捨てた積み荷を引き揚げた分は、御定法により、沈物は10分の1、海面の浮物は20分の1だが、9年前に遭遇した美濃船(積荷は米)の場合、当時の代官瀧川小右衛門支配の節には船から陸揚げした分は30分の1という前例があるので、この割合でよろしいかと代官所へ伺いを立てている(81)。

(5) 漂着物

文化3年の(1806)の『新島役所日記』は現在のところ見当たらない。『御用書物控』は現存するが、正月から5月までの記載で、残念なことに後欠である。2月の記事に文化元年(1804)4月に5人の島民が式根島で漂着していた船荷を拾い陣屋へ届け出た。それは「端物(反物)」で、そのまま江戸の代官所へ提出されている。6ヶ月経過しても落とし主が名乗り出なかつたらしく売却された。売却金の内3両3分187文5歩が、出府した名主青沼儀右衛門に、拾い主に与えるよう手渡され、帰島後、5人に分配されている(82)。

流人藤八が時々浦廻りしているという情報が入り陣屋に呼び出された。吟味中は手鎖に処し、五人組預けとし、同船流人を番人として監視することを命じた。藤八の処分は坊主の上、若郷村へ村替えということになった。また2人の島民が羽伏浦で寄物「さっぱ」を拾い、釘を抜き取ったとの噂があったので陣屋へ呼び出し、彼らも吟味中親類預けにした(83)。彼らの処分は拾得物を没収し、過料1貫文ずつで決着している。また、ある島民が材木を拾い、無届けだったので吟味の上、材木は没収し、5日間の手鎖に処したが、親類どもからの慈悲願いが提出された。そして彼らが引受人となり、請書を提出させて差許している(84)。

文化9年(1812)正月末に羽伏浦に鯨が流れ寄った。役所ではそれを少し切り取って商人へ売却している(85)。同じ年の10月14日には「前浜江油壺丁流寄候ニ付、藤右衛門舟・船蔵之者共拾取上ケ相届候故。例之通取計相濟候(86)」とある。ここで言う「例之通」の内容は不明であるが、村決めがあったことは確かである。

文化14年(1817)『新島役所日記』4月10日条には「羽伏浦堀切ニこり流寄り居候旨、新丁九兵衛届ケ来候ニ付、両町ニ而人足式拾人遣シ、御陣屋江為運、即日村中入札いたし候処、原町長三郎三拾四匁五分ニ而落札」とある。「こり」とは小型のコククジラで、羽伏浦から20人がかりで陣屋まで運び、入札にかけて、島の商人である長三郎が落札したというのである。当然発見者である九兵衛にはそれなりの取得権利が認められており、動員された村人にもそれなりの得点があつたであろう。ここで注目される点は、即日公的に売却し、相当部分は村入用に宛てられたと思われる。ここでも漂着物は村に帰属するという原則が貫かれていることである。

4. 流人関係

特に文化2年に限って流人が多かったわけではないが、この年の御用留帳には流人の記録が多い。江戸から流人を伊豆諸島に護送する船は島々の廻船を雇い上げるのが通例であった。文化年間頃には雇い上げられる船は新島と三宅島船に限定されていた。江戸からの流人船はまず新島に立ち寄り新島流人をここで降ろし、次に三宅島で三宅島流人と八丈島流人を降ろす。八丈島流人は三宅島で約半年留まってから改めて八丈島へ流刑されるのである。近世初頭は各島に配流されていたが、近世中期になると流人島は基本的には新島・三宅島と八丈島に限定されるようになっている。流人を護送する責任は御船手奉行で、この年は杉山藤之助であった。

文化2年3月付けの書付を次に掲げる。

今度、新嶋・三宅島江流人之者、杉山藤之助江被仰渡被遣候、若渡海之内、浦々又者何嶋へ船懸り口番等堅申付、油断有之間敷候、自然逢難風候ハ、早速助船を出し、可走廻用之儀可相達候、以上

文化二丑年三月

萩原弥五右衛門 印

杉山藤之助 印

伊豆国附浦々

名主

年寄

同 嶋々

名主

年寄(87)

次は文化2年の『御用書物控』に記録されている、新島船が雇い上げられて、三宅島から八丈島へ流人を護送した実例である。

乍恐以書付奉願上候

当春八丈嶋流人御用御雇船之儀、当嶋船持者、内々順番も御座候間、何卒追々当嶋出船之内、私共右御用御請願書為持奉差上候船江、右御用仰付被下置候様奉願上候、乍恐以書付奉申上候

文化二年丑正月

伊豆国附新嶋

年寄 利左衛門

同 宇兵衛

同 吉兵衛

同 又右衛門

名主 青沼儀右衛門

地役兼帯

神主 前田数馬(88)

萩原弥五兵衛様

御役所

上の記録によると、新島船が三宅島から八丈島へ流人を護送する御雇船に指定されていたことが分かる。新島の廻船持はその順番をあらかじめ決めていたことも分かる。この年は利兵衛船の順番であった。利兵衛船への下命はその順番により行われ、3月に流人御用船として雇い上げられている。『御用書物控』にこのことの記述があるので、次に引用する。

上書 船中日記

伊豆国附新嶋利兵衛船、舟頭・水主共八人乗、八丈嶋江被差遣候流人御雇船ニ相成候間、三宅嶋方流人乗船為致、八丈嶋江致渡海候間、若風様悪敷、何れ之浦々嶋々漂着致候共、番船等差出し、聊廉略無之様取計可被申候、勿論入津・出帆之月日

刻限等、此帳面ニ記、其所役人印形可致候、以上

文化二丑年三月

萩原弥五兵衛手附

藤田孝蔵 印

豊田福右衛門 印(89)

かくして、御雇船に指定された利兵衛船の行動は次のようにこの帳面(船中日記)に記されている。

- | | |
|-----------------------------------|----------------|
| 一 丑四月七日辰ノ下刻、三宅嶋江出帆仕候 | 新嶋 名主 青沼儀右衛門 印 |
| 一 同四月七日、三宅嶋へ出帆仕候処、風様悪敷式根島江申ノ下刻出戻り | |
| | 新嶋 名主 青沼儀右衛門 印 |
| 一 丑四月十二日未ノ上刻、三宅嶋着船 | 三宅嶋 名主 太次右衛門 印 |
| 一 同日申ノ中刻、三宅嶋出帆 | 三宅嶋 名主 太次右衛門 印 |
| 一 同十三日午ノ中刻、新嶋式根島仲の浦江入津 | 新嶋 名主 青沼儀右衛門 印 |
| 一 同廿八日卯ノ中刻、新嶋持式根島仲の浦出帆 | 新嶋 名主 青沼儀右衛門 印 |
| 一 同四月晦日午ノ下刻、入津 | 八丈嶋 名主 秀右衛門 印 |
| 一 同六月三日申ノ下刻、出帆 | 八丈嶋 名主 秀右衛門 印 |
| 一 同 四日申ノ中刻、新嶋着 | 新嶋 名主 青沼儀右衛門 印 |

この頃には江戸から送られる流人は年2回平均になっていた。八丈島流人は三宅島で約半年間いてから八丈島へと護送される。上の記録は八丈島流人を三宅島から乗船させて八丈島へ向かうのだが、この時の御用船は予定通り新島の新兵衛船が雇い上げられている。航海中に記録する帳面がこの「船中日記」である。当時の船は風に左右され、どこに漂着するか予測が不可能で、漂着した土地の村役人に月日と刻限を記入させ、捺印することを命じているのである。

御用船に指定された利兵衛船は文化2年4月7日に新島持式根島から出航したが、風様悪く式根島に出戻り滞船している。5日後の12日によろやく三宅島に到着し、その日に流人を乗せて八丈島へ向かって出帆した。しかし、御用船はまったく逆方向に流され、再び式根島に吹き戻されている。かくして式根島には半月の間風待ちを余儀なくされ、4月28日になってよろやく八丈島へと出航、その2日後に八丈島に着岸した。ここで流人を引き渡したものの、その後も1ヵ月動けず、6月3日によろやく離岸し、翌日の6月4日に無事新島に帰還し得たのである。

八丈島から新島に帰帆した利兵衛船は休む暇もなく、翌日6月5日には江戸に向かって出帆している。代官所への報告と、八丈島からの御用書類を船頭が付託されていたからである

当時、新島には廻船は8艘あった。その内訳は次の通りである。

12反帆 4艘 藤右衛門・権左衛門・利兵衛・大吉船

6反帆 4艘 与次右衛門・八兵衛・茂兵衛・勘兵衛船

前年の2月に忠右衛門船が式根島で破船しているのので1艘減少している。なお漁船は43艘あった。文化12年(1815)三宅島から八丈島へ向かう、流人御用船の新島権左衛門船が、浦触を受理して江戸から4月5日に新島へ到着した。その日に三宅島へ向けて出帆したものの、風様悪く式根島の中ノ浦に避難した。4日後の9日にここを出て、その日に三宅島に到着している。

流人を乗せた権左衛門船は、14日には三宅島を出たが、逆方向に流されて大島の波浮湊に逃げ込んだ。翌日大島を出た流人船はなんと再び式根島に戻り、改めてここから八丈島へと向かったが、出帆の日付は記録されていない(90)。

文化2年(1805)4月3日、重五郎・直次郎・佐七・安五郎という4人の流人が新島に送られて来た。佐七は護送中に船内で死亡したが、新島では死体を受け取っている。これは「自然船中病死口申候、人数減候共、前々之通請取可被申候(91)」との規定によって、受け取りを拒否出来ないことになっていた。8月にも林山・巍山・新助・榊原国次郎・伊之助・哥吉・九右衛門の7人の流人が新島に送り込まれている。この時も巍山が病死しているが、彼は乗船前に死亡したために死体は新島へは送り込まれてはいなかったようだが、詳しくは不明である。御船手奉行は服部頼母で、警護役人伏見長次郎・浮州元四郎と清岡亀五郎の3人であった。この時の流人御用船は三宅島重助船であった(92)。10月にも孫次郎・三右衛門・万吉坊主という3人の流人が新島に送り込まれてきた。この時の御船手奉行は松平伊織で、流人船は三宅島九郎右衛門船が指定され、3人の警護役人が乗船していた(93)。かくして文化2年には3度も流人船が来ている。通常は春・秋2回流人船が来島するのに比べ、例年より多い。

『新島役所日記』の文化14年(1817)7月22日条に、流人が島民の手伝いをしている様子が記録されている。サザエのもぐり漁に出掛けた5人の島民が、流人惣太郎が海岸にいるのを見かけて漁船降ろしを手伝わせた。それだけではなく、前浜沖に浮かぶ無人島地内島まで乗せたということを耳にした村役が、その日の夕方彼らを陣屋に呼び付け尋問している。流人の島抜けを警戒している陣屋では、流人を船に触れさせることを禁じており、ましてや船に乗せたことを重く見ていたのである。翌日処分を申し渡しているが、残念ながらその部分が虫損で、処分内容は詳らかではない。

文化8年(1811)11月2日、流人頭齋藤千二郎が訴え出たので、流人権次・岩次郎・定助の3人が陣屋に呼び出された。博打一件についての吟味があり、吟味中は手鎖の上、五人組預けになった。一日おいて4日には7人の流人が呼び出され尋問を受けている。前の3人は引き続き拘束され、後の7人は一先ず帰された。5日も3人の尋問は続き、外に3人の流人が尋問されている。権次は不埒につきということで縄の付け替えが行われている。6日は権次と定助の2

人の尋問があり、権次・藤十と定助は追って沙汰ありということで入牢を申し渡されている(94)。21日にこの3人の処分が決まったところで、長栄寺と鎮守社から慈悲願いが提出され彼らは許されている(94)。島民に課せられた刑量の軽減をこの寺社が嘆願する例は多く、村落共同体の中での寺社の役割は、支配者と被支配者との中間に位置し、そのクッションになっているが、島民ばかりでなく流人に対しても、同様の役割を果たしているところは注目されてよい。ちなみに、権次は在島9年、藤十は48年、定助も同じく37年と流刑期間が長い。

文化7年(1810)10月、新島に流刑になった前山源次郎50歳が12月に病死した。彼は新島に着く前から病身であった。遺体は長栄寺に埋葬されたが、「衣類雑物之儀、少々御座候処、同船同居之もの源次郎次男貞松江譲り申度旨、父源次郎申置候間、願之通貞松江相渡申候(95)」と、新島役所は決定した。次男貞松は父源次郎と同罪による流刑かと思われる記述ではあるがそうではなく、病身の父の看病のため、同行して新島に来ていたのである。父の死を見取った貞松は、新島に滞在する必要もなくなった。その辺りの記録を見てみよう。

乍恐以書附奉伺候

文化七年十月流罪之者同船

一

同十一月朔日嶋着

牛込箆笥町

家主喜右衛門方ニ致同居候

前山源次郎次男 貞松

年拾五歳

右新嶋江罷越候儀、御構無之、父前山源次郎与同船同居勝手次第、追而出嶋之儀者、是又勝手次第之旨被仰渡、源次郎与同船ニ而被為差遣候ニ付、御奉書之御写 御証文引合無相違請取之、当嶋ニ差置申候、然処、別紙御注進奉申上候通、源次郎病死仕候ニ付、次男貞松儀出嶋仕度旨相願候ニ付、追而便船之節出嶋為仕可申哉、取計方之儀、御下知被成下候儀、猶又奉伺候、以上

伊豆国附新嶋

文化七午年十二月

年寄 市右衛門

同 嘉兵衛

同 惣左衛門

同 利左衛門

名主 青沼儀右衛門

地役兼帯 神主 前田数馬(96)

榊原小兵衛様

御役所

流刑の父の看病を理由に同行を許可され、渡島した貞松の行動は拘束されるいわれはなく、

新島を離れることは勝手次第であった。新島役所では便船次第出島させるので、その取り計らいを代官所へ伺い立てている。又、前山親子について『新島流人帳』に次の記述がある。

榊原小兵衛様御支配

文化七年十月流罪

御代官上野四郎三郎手代

同年十二月廿五日病死

元締加判 前田源次郎

午五十才

右一人之流人、御船手向井将監様御掛り、新島藤右衛門船二而、午十一月朔日牛ノ下刻島着、警護同心中村権次郎・中野太平次・辰沢新太郎

同年同月乗船

一

牛込笹笥町 家主嘉佐衛門方ニ致同居候

文化八未年三月出島

前山源次郎次男 貞松

午十五歳

右新島へ相越候儀御構無之、父前山源次郎と同船同居勝手次第、追而出島之儀も是又勝手次第之旨被仰渡、源次郎と同船二而為差遣候ニ付、御奉書之御写御証文ニ引合、無相違請取之、当島ニ差申候、為後日仍如件、

右御証文之趣を以て御請差上候ニ付、御証文別ニ袋入有之、

右同船之者、御船手前書同掛り、同島藤右衛門船二而父源次郎と同船二而午十一月朔日一同島着、警護同心同断

『新島流人帳』は後代編纂されたものだが、先行する古文書をかなり忠実に写した良質な史料と言える。上に引用した部分を比較すると、『御用書物控』の欠失部分をかなり補完している。例えば貞松の出島は翌8年3月であったことが、『新島流人帳』によって補うことができる。

文化9年(1812)3月6日、流人佐太夫が「不埒之筋」により尋問された。彼を預かっていた五人組の頭が付き添って陣屋へ出頭している。彼は無宿浪人中村佐太夫で、弥太郎を自称していた。文化7年(1810)に新島に流刑(99)となり、文政4年(1821)に病死している。尋問は3日に亘り、処分は若郷村への村替えで、年寄市左衛門が護送している。

『新島役所日記』の文化9年3月17日の条に「辰年嶋抜流人一件人用扶持米貳拾貳石六斗二升七合、此俵六拾一俵ト五升七合被下置候」と見える。すなわち、4年前に廻島役人が新島に来た文化5年(1808)に島抜け事件があったが、残念ながらその内容は詳らかではない。ともあれ、幕府からこの事件によって新島が負担した費用として米が支給された。その米の配分は島抜け事件で入牢した者、及びその番人の扶持を差し引き残り11石1斗は次のように配分されている。

原町29組(五人組) 5石5斗5升 1組宛各1斗9升

新町38組(五人組) 5石5斗5升 1組宛各1斗5升(100)

両町には同量の米が渡されたが、五人組の数が異なり、実際の配分は原町の方が多い。島抜け事件の内容は詳らかではないので、はっきりしたことは言えないが、事件の比重が原町にあったものと思われる。

文化9年4月11日、流人権次が不届きありとして陣屋へ呼び出され、手鎖の上、五人組預けになった(101)。

翌12月には5人の島民が証人として呼ばれた。13日権次から調書を取り「嶋法自滅申付候」として死刑が言い渡され、その日の夜に仕置場へ送られた。護送の途中に酒一献を差し出す者があって、縄を少し緩めたところ、権次は縄抜けして逃亡した。彼は近くの民家に押し入り、大工道具の中から手斧を持ち出し、村中を暴れ廻った。彼は流人の岡田安五郎の小屋へ入った。居合わせた流人きぬと七兵衛が説得したが聞き入れず、夜分のことゆえ捕り方は容易に彼を捕えることができなかった。そのうち流人専次がスキを見て押さえ付け、6・7人がかりでようやく取り押さえた。権次はその夜に処刑されている(102)。しかし、『新島御用書物控』に記載されている代官所への「注進」はいささか違っているので、次に引用する。

御注進

亨和三亥年九月流罪

一

本郷無宿 入墨坊主

文化九申年四月三日病死

権次

申四拾才

右流人瘡毒ニ而永々相煩罷在候ニ付色々養生仕候得共、差重り不相叶、四月三日病死仕候、如前々之私共立会吟味仕候、病死ニ紛無御座候、則当所日蓮宗長栄寺ニ而土葬ニ為取置申候、貧窮之流人ニ而衣類雑物、曾而無御座候、依之、御注進奉申上候、已上

伊豆国附新島

年寄 市左衛門

同 嘉兵衛

同 惣左衛門

同 利左衛門

名主 青沼儀右衛門

地役兼帯神主 前田数馬(103)

鈴木伝市郎様

御役所

この事件で流人の専次・安之助にはそれぞれ800文、文蔵・富五郎にはそれぞれ200文、

源左衛門・万吉・長四郎・伊三郎にはそれぞれ100文、捕方万蔵には500文が褒美として与えられている(104)。

文化9年7月3日、五人組の善左衛門組が預かっていた流人利八が盗みの嫌疑を受けて陣屋へ引かれた。吟味中は五人組が警護に当たっていた。数日に亙って尋問され、9日には入牢となり、五人組に加えて同船流人も牢番を命ぜられた。さらに厳しい尋問は続き、遂に18日に白状に及んだ。この窃盗事件で村人を含む3人も捕らえられた。19日に判決があって、利八は自滅、他の3人は手鎖と過料の処分が申し渡された。利八は享和2年(1802)に新島へ流刑され、文化9年に窃盗の罪で死刑になっているが、代官所へは彼も同様病死と報告されている。

文化9年5月14日、三宅島船が流人御用船として新島に来た。警護役人は船手奉行同心の3人であった。流人2人を新島に引き渡して、直ちに三宅島へ向けて出帆した。新島役所では山番(遠見)に御用船の見張りを命じている。しかし風様が変化し伊豆地方面へと吹き戻されて行く様子を確認している。18日にはこの流人船は下田湊に入り、再び新島前浜沖を通過している。その際に新島の村役が様子伺いに出向している。しかるに又もや風様が悪化し、再度式根島野伏浦に船留まりすることになった。22日になってようやく式根島を離れ、三宅島へと向かっている(106)。

文化10年(1813)5月、流人大林甚蔵に讃岐藩の藩士平尾七郎左衛門から搗麦5俵(1俵4斗入)披状1通が送られ、これを受け取っている(107)。さらに讃岐守家来中村八三郎外1人からも木綿綿入1つ・袴1つと披状1通が甚蔵宛てに送られて来た(108)。新島には100人以上の流人が生活しているが、このように国地から品物や手紙が送られて来るのは少ない。しかも1年の内に2度は稀有なことであった。さらに翌文化11年にも大林甚蔵には讃岐藩士小野平左衛門・中村八三郎から搗麦5俵が見継物として送られ、5月21日に受け取っている(109)。12年3月甚蔵は手紙を代官所を経由して国地へ送って欲しいと依頼している(110)。これらのことから、大林甚蔵は単なる犯罪者ではなく、何らかの責任を取っての流刑であって、藩としては無下に切り捨てることのできない事情があったのだろう。このため「唯彼是不自由之事与致推察候、依而御慈悲以搗麦五俵被下候」と、毎年必要な食料などを送り届けていたものと考えられる。毎年送られる食糧は決まって搗麦5俵が中心であった。これは友人からの送り物ではなく、恐らく藩庫から支給されていたものと思われる。

文化10年(1813)4月、次のような赦免状が新島に届いた。

永田備前守殿御差図

・遠嶋赦免

浅草西仲町 平兵衛店 市助方二元居候

佐吉

其方儀、先年不屈有之遠嶋被申付候処、午年

淳信院様五十回忌御法事ニ御赦免被仰付候間、難有可奉存候(111)

御赦免になった佐吉は寛政2年(1790)9月に新島に送られて来た流人で、淳信院(9代將軍徳川家重)の50回忌法事の恩赦を受けるまで、23年の長い間流刑の身であった。彼は叔父市助事清吉が身元引受人となった。新島からは百姓代喜左衛門が付添人となり、6月に江戸へ帰っている。翌文化11年(1814)3月にも老中からの命令を受けて、伊豆代官所から御赦免状が届けられた。今回は江戸神田の某、武州奈良村百姓十太郎と無宿万吉坊主の3人が赦免されたが、江戸神田の某は流刑中に死亡しており、2人だけが年寄市右衛門に付き添われて4月に新島を離れている。今回の赦免は凌明院(10代將軍徳川家治)の25回忌法事による特赦であった(112)。十太郎は寛政7年(1797)、万吉坊主は文化2年(1805)に流刑になって新島に来ている。

新島は文化9年(1812)頃まではカツオや小魚は豊漁であったが、翌10年から12年にかけてぱったりと不漁になり、島はたちまち沈滞してしまった。そのような状況の中、6月に島抜け事件が突発した。6人の共謀で塩屋に放火し、村中を暴れ廻り、数人の百姓・流人を刺殺し、多くの人々に怪我を負わせた。4人は逃亡し、内2人が捕らえられたものの、逃亡者は山中に逃げ込んだため、島民は屋外での仕事ができず、生活が停止してしまった。2ヶ月後によく捕らえることができ、生活は元に戻ったものの、一同難儀し貧窮者は食料に欠乏した。島からは代官所へ金70両を拝借したいと願い出ている(113)。

この島抜け事件の首謀者は源弥(114)『流人覚帳』によると、文化10年10月に新島に送り込まれた流人であった。6月1日の夜、羽伏浦に揚げ置きされてあった文右衛門所有の漁船を盗み、海に降ろしたものの岸波に打ち返され、船は壊れてしまった。島抜けに失敗した彼らは村内に立ち戻り、改めて再度の島抜けを企てた。しかし、共謀者の内から役所へ内通するものが出て、源弥と栄次の名前を伏せ、吉右衛門・龍蔵・清七と惣次郎の4人が12日に捕らえられた。その日の夜、源弥と栄次は申し合わせて地家善立坊に放火し、村内を混乱に落とした。集まった島民や流人を殺傷し、吉右衛門を預かっていた五人組頭宅に押し入り、組頭を殺害、吉右衛門の手鎖・足ぼたを打ち砕いて連れ出した。同様にして龍蔵も連れ出して、若郷村へ走った。そこで解を盗み島抜けは成功した。4人は房州小湊(現在の千葉県鴨川市小湊)に着岸、そこで各自はバラバラになって逃亡した。しかし、源弥は奥州で捕らえられ、翌年7月に磔になっている(115)。栄次は小湊で別れた後は不明である(116)。吉右衛門も詳らかではないが(117)、龍蔵は江戸に立ち帰ったところを捕らえられ、翌年2月に獄門に処せられた(118)。新島で捕らえられた清七は文化12年8月7日に牢死(119)、惣次郎も8月11日に同じく牢死している(120)。

〔注〕

1. 支配

- (1)『文化8年新島御用書物控』(新島村博物館文書整理番号=以下略=A1-15)
8月2日付「榊小兵衛廻状」
- (2)『文化11年新島御用書物控』(A1-18)
- (3)『同』(同)
- (4)『同』(同)
- (5)鉄砲射撃練習場を「角場」と呼んでいる。
- (6)『文化5年新島非常御用書物控』(A1-11)5月3日付「嶋方役所通達」
- (7)『文化9年新島御用書物控』(A1-16)後欠「上書 伊豆代官所瀧川小右衛門役所」
- (8)『同』7月6日付「覚」
- (9)『文化23年新島役所日記』(A2-11)
- (10)『文化9年新島御用書物控』(A1-16)9月付「乍恐以書附御請奉申上候」
- (11)『文化9年新島役所日記』(A2-7・8)
- (12)『文化13年新島御用書物控』(A1-20)正月付「乍恐以書附御注進奉申上候」
- (13)『文化14年新島御用書物控』(A1-14)10月付「請書」及び「乍恐以書附御届奉申上候」
- (14)三宅島地役人笹本氏の所有廻船
- (15)『文化12年新島御用書物控』(A1-19)4月13日付の大島地役人藤井内蔵助・三宅島路
役人笹本新兵衛連名の「差上申御請書之控」
- (16)『文化12年新島御用書物控』(A1-19)5月付「乍恐以書附御届奉申上候」
- (17)『同』(同)10月11日付「乍恐以書附御届奉申上候」

2. 新島の日々

- (18)『文化12年新島御用書物控』(A1-19)5月付「乍恐以書附御届奉申上候」
- (19)『文化13年新島御用書物控』(A1-20)
- (20)『文化12年新島御用書物控』
- (21)前田明永家文書
- (22)『新島村史』資料編1 385頁
- (23)『文化13年新島御用書物控』(A1-20)7月朔日付「乍恐以書附奉申上候」
- (24)『文化14年新島役所日記』(A2-12)
- (25)『文化3年新島御用書物控』(A1-8)忠右衛門舟持参の3月付「覚」
- (26)『同』(同)4月4日付「乍恐以書附御請奉申上候」

- (27)『文化13年新島御用書物控』(A1-20)6月付「御請」
- (28)『文化9年新島役所日記』(A2-7・8)
- (29)『同』(同)
- (30)『文化9年新島御用書物控』(A1-16)
- (31)錦正社 昭和60年
- (32)『文化9年新島役所日記』(A2-7・8)
- (33)『文化11年新島役所日記』(A2-9)9月8日条
- (34)『同』(同)9月8日・15条
- (35)『文化13年新島役所日記』(A2-11)7月11日条
- (36)『文化9年新島御用書物控』(A1-16)
- (37)『文化11年新島御用書物控』(A1-18)欠月付「乍恐以書付御届奉申上候」
- (38)『文化13年新島御用書物控』(A1-20)
- (39)『文化10年新島御用書物控』(A1-17)9月付「覚」
- (40)『文化9年新島役所日記』(A2-7・8)
- (41)『文化2年新島御用書物控』(A1-7)12月「乍恐以書附御届奉申上候」
- (42)『文化13年新島御用書物控』(A1-20)
- (43)驟雨のこと
- (44)『文化14年新島御用書物控』(A1-21)
- (45)『文化10年新島御用書物控』(A1-17)□月10日付「覚」
- (46)『同』(同)5月9日付「覚」
- (47)『文化10年新島御用書物控』(A1-21)3月7日付「覚」・3月付「覚」・4月付「覚」
- (48)『文化10年新島御用書物控』(A1-17)酉□月付「覚」
- (49)『文化11年新島御用書物控』(A1-18)戌4月付「覚」
- (50)『同』(同)戌6月付「覚」
- (51)『文化12年新島御用書物控』(A1-19)5月17日付「覚」
- (52)『同』(同)亥6月付「覚」
- (53)『文化10年新島御用書物控』(A1-17)
- (54)『享保・元文諸国産物帳集成』第2卷所収 科学書院 1986年
(伊豆諸島の物産については段木が担当した。)

3. 海洋

- (55)新島村役場所蔵文書(A1-21)
- (56)同(A1-22)

- (57)『文化2年新島御用書物控』(A1-7)2月6日付「乍恐書附を以奉願上候」
- (58)『同』(同)12月付「乍恐以書付奉願上候」
- (59)『文化3年新島御用書物控』(A1-8)3月付「乍恐書附を以奉願上候」
- (60)前田明永家文書
- (61)同
- (62)東京都公文書館所蔵文書
- (63)『文化13年新島御用書物控』(A1-20)
- (64)前田明永家文書
- (65)同
- (66)新島村役場所蔵文書
- (67)『文化11年新島御用書物控』(A1-18)9月付「乍恐以書附御届奉申上候」
- (68)前田明永家文書
- (69)同
- (70)『文化2年新島御用書物控』(A1-7)2月12日付「乍恐書附を以御届申候」
- (71)前田明永家文書
- (72)『文化9年新島役所日記』(A2-7)
- (73)『文化9年新島御用書物控』(A1-16)4月付「覚」
- (74)『文化3年新島御用書物控』(A1-8)寅5月付「乍恐以書付御届奉申上候」
- (75)『文化8年新島役所日記』(A2-6)
- (76)『同』(同)
- (77)『文化9年新島役所日記』(A2-8)
- (78)『文化11年新島役所日記』(A2-9)
- (79)『文化11年新島御用書物控』(A1-18)10月付代官鈴木伝市郎宛て及び10月付浦賀御
番所宛届書を相互補完した。
- (80)『文化12年新島御用書物控』(A1-19)4月付「乍恐以書附御届奉申上候」
- (81)『文化14年新島御用書物控』(A1-21)10月付「乍恐以書附御奉御窺候」
- (82)『文化3年新島御用書物控』(A1-8)寅2月付「乍恐以書付奉申上候」の3項目
- (83)『文化8年新島役所日記』(A2-6)8月6日条
- (84)『同』(同)8月7日条
- (85)『同』(同)正月28日条
- (86)『同』(同)10月14日条

4. 流人関係

- (87)『文化2年新島御用書物控』(A1-7)3月付
(88)『同』(同)正月付「乍恐以書付奉願上候」
(89)『同』(同)3月付「船中日記」
(90)『文化12年新島御用書物控』(A1-19)
(91)『文化2年新島御用書物控』(A1-7)3月付「覚」
(92)『同』(同)8月付「覚」・8月6日付「請取申流人之事」(2通)「御清書」「1押注進」・8月8日付「一札之事」
(93)『同』(同)10月付「代官萩原弥五兵衛通達」・11月2日付「請取申流人之事」「御注進」「御清書」「一札之事」
(94)『文化8年新島役所日記』(A2-6)
(95)『文化8年新島御用書物控』(A1-15)「文化7年12月付御注進」
(96)『文化8年新島御用書物控』(A1-15)
(97)『新島村史』資料編2 流人史 305頁
(98)『同』 304頁
(99)『文化9年新島役所日記』(A2-7・8)3月8日条
(100)『文化9年新島役所日記』(A2-19)8月18日条
(101)『文化9年新島役所日記』(A2-7)4月11日条
(102)『同』(A2-8)
(103)『文化9年新島御用書物控』(A1-16)4月付「御注進」
(104)『同』(同)4月13日条
(105)『同』(同)
(106)『文化9年新島役所日記』(A2-8)
(107)『文化10年新島御用書物控』(A1-17)5月15日付「覚」
(108)『同』(同)欠月付「覚」
(109)『文化11年新島御用書物控』(A1-18)5月15日付「覚」
(110)『文化12年新島御用書物控』(A1-19)3月付「乍恐以書附奉願上候」で宛先はおそらく讃岐藩と思われる。
(111)『文化10年新島御用書物控』(A1-17)4月27日付「赦免状」・28日「清書」
(112)『文化11年新島御用書物控』(A1-18)3月付「代官君付」・4月付「清書」「乍恐以書附御伺奉申上候」・「乍恐以書附奉願上候」
(113)『文化12年新島御用書物控』(A1-19)
(114)『文化13年新島役所日記』3月18日条

(115)『新島村史』資料編2、流人史30頁

(116)『同』 312頁

(117)306頁 「流人覚」には吉兵衛になっている。

(118)311頁

(119)311頁

(120)308頁

研究紀要

新選組—最期の隊長—

あさくら ゆう

新選組～最期の隊長

新島の歴史で特筆できるなかに「流人」の歴史がある。本土と違い、罪人として様々な人物が送られ、いつしかその流人の文化は新島の文化の一部としてとり入れられ、変遷したものと思量される。新島村の編纂による「新島流人帳」は流人史にとって貴重なものといえよう。

その流人の詳細も様々で、ドモ安や近藤重蔵等、人物伝を挙げればこれだけで数冊の本が編纂できよう。

今回挙げるのは政治犯としてこの新島に流された相馬主殿という人物だ。相馬は明治二年(1869)に明治維新の終焉ともいえる箱館戦争の責任者として唯一流刑された人物だ。所属は新選組隊長という役職だった。

新選組は、文久三年(1863)より明治二年(1869)まで、京都で幕府側の立場にあって治安維持を携わっていた部隊だ。その新選組はいくつかの変遷を経て、箱館までに至ったのだ。

ただ、新選組を学問で問えば、いままでは司馬遼太郎氏等が描く文芸的な位置付けはあっても、いままで歴史的な研究は皆無だった。ようやく平成十六年(2004)にNHK大河ドラマで「新選組！」が決定されるや、その前年より、宮地正人氏の「歴史の中の新選組」や、松浦玲氏の「新選組」が刊行され、ようやく学術的の顕彰が始まってきた。

しかし、現在、主流は人気のある土方歳三や沖田総司の文芸的主観が中心である。学術方面でようやく東京都日野市で新選組のふるさと歴史館が開館し、世に問い始めたのが現況である。こちらも試行錯誤の状態、歴史的な検証が着実するのには未だ時間がかかるだろう。

今回、とりあげる相馬主殿についても既説とは違う部分があるが、当方としては一次史料を中心に扱っている関係からご了承を得たいと思う。

笠間藩と船橋家

相馬主殿の身元だが、記録で一番正しいとすれば、「新島流人帳」¹⁾であろう。同書には「笠間藩船橋平八郎伴肇事、年二十八歳」とある。午年は明治三年(1870)を示すもので、相馬

の生年は天保十四年(1843)生まれとなる。「任解録」⁽²⁾においても「天保十四年八月生」とあり、間違いないだろう。実名は胤貫という。

父、船橋平八郎は、笠間藩の「年数帳」⁽³⁾(笠間藩の藩士録)によると、藩士として名前が確認できる。

この船橋家の履歴は安永九年(1780)一月十五日、舟橋教蔵が「雇」の身分として登用されたことから始まる。このころの笠間藩主は牧野貞長⁽⁴⁾だ。

笠間藩は現在の茨城県笠間市に存在した藩だ。笠間藩牧野家は長岡藩牧野家の分家で、日向延岡藩主だったが、延享四年(1747)にこの笠間へ入封している。船橋家はこの牧野家からの家臣ということになる。

船橋家については古くから同市域の下市毛と石井にそのルーツを見つけることができる。

このうち、下市毛の家系は安永五年(1776)に取り立てられた船橋十蔵の家系だった。平成十六年(2004)に玉造町観光協会(当時)の飯田正義氏同行により下市毛に存在する墓所の現地調査を行った際、その数名の名前を墓碑で確認していることから、相馬の出生に関わる船橋家のルーツは石井の家系ということが想定される。

石井では船橋家の本家と呼ばれる舟橋吉直家が存在し、同家が所蔵する「船橋家過去帖」によると、

「本国下総葛飾郡船橋郷(現千葉県船橋市)船橋姓末流モヨリニ依テ本家見舞シカルベキ夏大祖父船橋小膳後平四郎吉正」とある。この吉正の没年は延宝六年(1678)であり、船橋家の祖はそれ以前からこの地に土着していたものと考えられる。

この家系から教蔵が牧野家に登用されたと考えられる。

初代舟橋教蔵だが、「牧野家年数表」によると、取り立てられた際、受けていた禄高は三両二人扶持で先手組に採用されている。このときは「船橋」姓ではなく「舟橋」姓を用いている。

舟橋教蔵(のちに清兵衛)は天明四年(1784)に坊主格として江戸在番となり、のちに蔵方手代を経て、寛政三年(1791)四月二日に死亡している。

家督を継いだ教蔵の子、藤助は父と同様、三両二人扶持を継ぎ、村方役人を勤めるが、わずか五年の寛政八年(1796)五月に病没した。

この藤助の家督を継いだのが圓蔵(のちに房右衛門、縁者か?)だ。

享和三年(1803)一月十五日、ロシアの南下を警戒した幕府は笠間藩へ蝦夷地の出張を命じ、圓蔵もその一員として出張したことから、褒賞として酒代金五百疋を賜っている。

この圓蔵は後嗣がないまま、文化九年(1812)四月一日に亡くなった。そのため、死後養子として松本宇平太の子、雄五郎義豊が家督を継いだ。

舟橋雄五郎(のちに宇三郎→総右衛門)は月番を経て、文政二年(1819)に郡奉行支配となり、在町廻り方、寺社方手代、町日上番を歴任し、嘉永二年(1849)十二月二十七日に

日に亡くなった。この雄五郎も男子に恵まれなかったため、平八郎(初名吉太郎)が家督を継いだ。

父、船橋平八郎

船橋平八郎(初名吉太郎、のちに桂蔵義方)は天保八年(1837)、舟橋総右衛門(雄五郎)へ養子入りした人物だ。同僚、滝田次郎右衛門の厄介という身分だが、元はどうやら百姓身分だったようだ。こうした関節的な方法を用いたのには身分階級が影響したものなのであろう。

舟橋家は男子に恵まれず、養子の必要があり、平八郎は舟橋家に養子入り後、その長女と婚姻関係を得たと思われる。

藩士としての記録では、天保九年(1838)二月十五日に養父総右衛門とは別に先手組へ召し出され、二両一人扶持を受けている。別家扱いからか、このとき舟橋姓から「船橋」姓を用いている。勤務振りは「清濁併せ呑む」といえばよいのだろうか、幾度か藩より「押込」処分を受けている。それでも再々登用が叶うということは、藩が平八郎の才能を認めていた証拠だろう。

嘉永三年(1850)、平八郎は養父総右衛門より家督を継いだ。かねてより隋変流棒術を学び、同五年(1852)には免許皆伝を受け、藩から褒賞として鳥目五百文をいただいている。

家庭の方は早いうちに妻と死別したようで、弘化五年(1848)塙家の娘と、嘉永五年(1852)には福田家の娘と再婚するが、離縁しており、現在の船橋家の系統は翌六年(1853)、宮本藤兵衛の三女、「きよ」との間に出来た子孫となる⁽⁵⁾。

安政二年(1855)に部屋頭に抜擢され、同四年(1857)には郡奉行支配組へ移り、真壁(現筑西市)へ引越し、翌年に廻り方を勤め、四両高に昇格し、万延元年(1860)に笠間へ戻り、文久三年(1863)に坊主格へ取り立てられた。

元治元年(1864)に起きた水戸藩浪士の蜂起による「天狗党の乱」では出兵を命じられ、浪士を召し取る等、手柄を立て、九月五日には郷兵小頭兼帯となる。

しかし、慶応二年(1866)、遊行が過ぎて処分を受け「遠慮」とされ、すべての役職が差免じられ、のちに遠慮処分が免じられ、謹慎するがこれも許され、藩により町口上番勤務を命じられた。

慶応四年(1868)六月十五日、軍制改革により兵隊退切を申し渡され、「牧野貞寧日記」⁽⁶⁾によると、二番狙撃隊銃隊の徒士に配属され、平潟口(福島県常磐方面)へ従軍するが、十月十日死去した。

ちなみに平八郎の家督は親族の正義が継ぎ、明治七年(1874)、平八郎の子(戸籍上は長男)義忠が家督を相続し、以後、義忠→義徳→義一→信一と系統が続いている。菩提寺

は曹洞宗玄勝院にある。

笠間藩士時代

相馬主殿は天保十四年(1843)八月に生まれている。初名は不明だが、嘉永元年(1848)に父が吉太郎から平八郎に名前を改めると、その名前を継いだ(「贈友談話」⁽⁷⁾では太郎)。家族は実姉がひとりおり、安政三年(1856)に水戸藩士へ嫁いでいる。あとは後妻の喜美との間に出来た兄弟となる。近年、船橋家は実子に恵まれなかったので、祖父総右衛門の喜びはひとしおだったろう。

この船橋吉太郎は「年数表」が存在する。安政五年(1858)二月十六日、地方組として召し出されている。禄高は二両一人扶持で、地方組というのは父、平八郎が真壁勤務だったからであろう。万延元年(1860)に父とともに笠間へ戻った。そして文久三年(1863)一月二十五日に名前を「時之助」に改名した。この後、七月に酒が原因で押込処分を受けている。

この後の笠間藩士としての行動は不明だったが、この笠間藩を脱藩した理由が近年発見された「贈友談話」に書かれている。相馬は天狗党の乱に触発されたことが記されており、勤王攘夷に感銘し、天狗党の首領である武田耕雲斎を信奉していた。武田を「誠徒」と称する反面、幕府に討伐された天狗党については、

「誠徒の名前を詐掠し、如斯奴輩ヲ初て剣刀を帯ヒ、或ハ野槍を搦み、壇に農商ノ富家に至り、強壯、虚弱を窺ひ、動もすれハ刀を抜き、これを劫かし、金銀財産を掠め取り、以て恭シく飲食、戯姫に溺れ費やし」

と、さんざんに述べており、このために武田は幕府によって討たれたと解釈している。相馬はその武田の意思を継ぐべく、脱藩を決意したという。

このころの笠間藩といえば、立場的には佐幕だ。藩主の牧野貞直が西の丸大手御門番から桜田門番、奏者番、寺社奉行と歴任し、天狗党討伐に幕府軍として出兵し、勲功から大坂城代を務めている。一方、藩内では国学が浸透し、高浜村(現石岡市)の本居流の国学者、鬼沢大海を招聘し、勤王論の強い地域でもあった⁽⁸⁾。

このような藩風なので学術には秀でた人物が陸続し、学者では長州藩高杉晋作が訪ねるほど魅力を持った人物に加藤桜老がいた。加藤はのちに藩を離れ、長州で塾を開き、維新の創立者を育てている。また、幕府側に貢献した人物では小野友五郎がいる。和算に秀で、その有能振りを請われ幕臣となり、のちに咸臨丸に乗船して渡米した。帰国後は国内初の蒸気軍艦「千代田」の建造や、勘定奉行並として幕府中枢を支えている。

言い換えれば他藩と違い、移籍の多かった藩でもある。その土壌が相馬を脱藩に導いたとも言えるであろう

ただ、さすがに家族については気にかけていた。「贈友談話」には「父あり、且ツ老母アリ」と

記している。罪が家族に及ぶことを気にしていたのであろう。父は平八郎で、老母は祖母にあたる「ゆう」だろう。継母やその子供については述べられていないことに相馬の環境が想像できる。

結局、「年数表」によると、慶応元年(1865)四月二十七日に相馬は脱藩した。脱藩する日に遺した詩が二首ある。

「キミトチチ、ワカルオモイハ、ユメタニモ、ナキヨノナラヘ、モノフノミチ」

「イザヨシヤ、タレシラナミト、ヒクシホニ、ナガレテイカデ、カナカワノヘニ」

この思いを抱き、天狗党が行くことが叶わなかった京都へ行ったのだろう。ただ、事情は不明だが、相馬は歩兵隊に入隊する。

幕府歩兵

相馬が幕府歩兵にいつ徴募したのかは「贈友談話」には載っていないが、この記録が唯一、相馬が幕府歩兵だったことを記している。

時代的に想定できるのは前章の詩の「カナカワノヘニ」とあるように、神奈川奉行支配下の歩兵隊だったのではないだろうか？この部隊は陸軍奉行、竹中遠江守(重固、のちに丹後守)を筆頭に陸軍奉行並、歩兵奉行、歩兵頭、同並と指令系統を有した部隊をイギリス式で調練された部隊だった⁽⁹⁾。この部隊は新規徴募がひじょうに多く、のちに衝鋒隊長となる古屋佐久左衛門もここから幕臣となっている。銃もゲベールが多く出回る時代にエンピール銃(エンフィールド)を用いる等、最新式の調練となっていた。

「贈友談話」によると、当初は竹内某の部下だったという。竹内姓は多いだけでなく、下士官の史料は散逸しているので、一概には難しいが、相馬が歩兵調練を受けていたことは間違いない事実であろう。その際、有能振りを買われ士司(小隊長)に抜擢された。

慶応二年(1866)、長州追討を決した幕府は、将軍徳川家茂自らが江戸城から出陣し、一万名以上の総勢を引連れ、大坂城へ居を移した。相馬も従軍している。残念ながら、傍証とする記録はないが、撒兵第二大隊一番中隊の菰田植之丞配下の小隊長に船橋長左衛門の名前があり、これが相馬なのかもしれない⁽¹⁰⁾。ともあれ、この部隊が六月七日、周防大島(山口県加藤桜老)に富士山丸、翔鶴丸・八雲丸で艦砲射撃を行った「周防大島の戦」に参戦した部隊である。「贈友談話」では戦況は述べずに相馬は三津浜(愛媛県松山市)に布陣したとするが、これには疑問が残る。周防大島の艦砲射撃の後、同十一日に砲撃の援助を受けて上陸し、幕府隊、および松山藩兵は同島を占拠した。

「幕府歩兵隊」には、

「宮島表から大島へ出発の人数、西丸下屯所二大隊、小筒組三小隊、大砲一大隊、土工兵二小隊、騎兵組一小隊、その他、大垣(藩)戸田人数、弾薬・兵糧警衛として三小隊ほど出張にて、総人数は千三百人ばかりに御座候。そのうち相戦ひ候隊は、歩兵二大隊・小筒・大

砲三局ばかりにて、あとは戦ひ申さず候」とある。

その後、このような記述もある。

「実に大島を荒らし候事は言語に述べ難く候。後には飼ひ置き候鶏はもちろん、牛まで殺し相食ひ申し候。右につき官軍の事は、奇兵隊ども始め百姓に至るまで恐れをなし、かつ、その内にも歩兵組の事は、「鍋かぶりの千人隊」と号け、白胴服、別してその内にも撤兵隊の黒筋入りなど見請け候得ば、賊徒どもは申すに及ばず、百姓・町人まで腰を抜かし、居座り同様の振舞なり」

この内容は相馬が前章で述べた天狗党の所業と類似していることに気づく。相馬が嫌悪していた天狗党の所業を現場で見たといえよう。この時点で相馬は自分の所在に失望した。この失望の心情を「贈友談話」に、

「武田らの志しを継ント欲する所の形勢に暗き、恩を載き恩を報ずるをしらざる、恐らくハーツの過ちたり、改めざる可からず、書経に曰、不徳帝位を辱シムと、寅(相馬)が如きも又父子兄弟ヲ辱しむるも豈似たれり哉」

結局、この戦は同十五日に攻めてきた第二奇兵隊と洪武隊六大隊の総攻撃によって壊滅し、幕府軍は松山に退却している。相馬はこの出来事を省いたのだ。そしてこの惨状が翌年十月に解兵された際、再雇用されずに禄を返したのはこの出来事が起因していることは否めないだろう。

新選組

相馬主殿が新選組に入った月のはっきりしていない。ただ加藤平内の明細短冊⁽¹¹⁾から推すると、組合銃隊等の解散が大坂で行われたのが慶応三年(1867)九月なので、新選組の入隊はこれ以降で間違いはないだろう。

新選組は文久三年(1863)三月、将軍警護を目的に創設された浪士組から分離した一隊で、会津藩御預りという立場で、京都市中の警護活動をしていた。芹沢鴨(元水戸藩郷士)を筆頭に、近藤勇(江戸浪人)の二名を局長に、新見錦(元水戸藩士)、山南敬助(元仙台藩士)、土方歳三(武州多摩郡百姓)の三名を副長に据えて、当初は二十名ほどの組織だったが、すぐに五十名を超える組織に成長し、最盛期には二百名近くまで膨らんでいる。

この間に、芹沢鴨横死後、局長は近藤勇に一本化され、隊内統制を土方歳三が行い、鉄の組織が構築され、翌年に名を轟かせた「池田屋事件」で勇名を馳せた。

慶応三年(1867)六月には幕臣へ登用され、見廻組の格順に沿った待遇を受けた。そのため、不動堂村に新築された屋敷を拝領し、幕府陸軍部隊の一角に存立した。

このとき新選組は新規に隊士募集を行っており、土方歳三も江戸へ徴募に出かけている。この募集に相馬は応じ、入隊したものと思われる。新選組としても元歩兵であれば、即戦力となると、歓迎されたであろう。さっそく局長付として隊務に就いた。おそらく「相馬」姓を用いた

のは新選組時代と考える。入隊当初は「相馬肇」で、板橋から笠間藩へ引き渡されるまではこの姓名を用いている。

その相馬が関与した最初の事件が伊東甲子太郎暗殺だった。伊東は元治元年より新選組に加入した隊士で、当初より「参謀」という幹部待遇だった。志筑藩(現かすみがうら市)出身の父を持ち、学問に秀で、剣は神道無念流金子健四郎に入門し、のちに北辰一刀流伊東精一郎に就き、ついには伊東道場を継いでいる多才な人物である。家族すべてに国学の素養があり、余談だが、姉妹の学んだ国学の師匠が鬼沢大海だということでその素養が知れよう。

伊東は新選組加入の際、元治甲子の紀元に倣い、「甲子太郎」と改名し、当初は近藤と意気投合し、協調路線を歩んだが、のちに時代と思想の相違から対立し、慶応三年二月には新選組から分離した。のちに孝明天皇の山稜を警備する「御陵衛士」として、薩摩藩の庇護を受け、同隊の隊長として、倒幕活動を行っていた。

十一月十八日、近藤勇の誘いに応じた伊東は近藤の妾宅に訪れ、対立は他所において酒宴で盛り上がり、閉会后、女性を間諜に使い⁽¹²⁾、伊東を待ち伏せの現場へ誘導し、七条油小路で暗殺された。相馬が何の役割を担ったかは不明だが、のちに御陵衛士を待ち伏せのうえ、襲撃した際、新選組は多くの人員を用いているので、この辺あたりなのだろう。これがのちに述べる流刑の主因とされている。

その後、新選組を取り巻く環境は悪化していく。幕府を国家とすれば、その国家が大政奉還により、民営化されたのだ。地方機関だった新選組は、系列企業へと変換したのだ。当然、従来のままとは行かず、十二月九日に「王政復古の大号令」が發布されると、新たに発足する政府の内大臣に内定していたつもりでいた徳川慶喜は驚きを受け、同月十二日に大坂城へ退去した。それに合わせて旧幕府軍は大坂に転居し、新選組も同月十六日には拝領屋敷を離れ、竹中丹後守が率いる幕府伝習隊とともに伏見奉行所に着陣した。その後、周旋のため、近藤勇は二条城に出向くが、その帰りに先述した御陵衛士のうち、難を逃れた数人が復讐のため、近藤を狙撃し、重傷を負い、新選組を土方歳三に任せて、大坂城に後送した。

そして、慶応四年(1868)一月三日、「鳥羽伏見戦」が開戦した。新選組は鳥羽街道での本格戦を前にすでに土佐藩と戦端を開いていた⁽¹³⁾。このときの新選組の服装は「徒然叢書」⁽¹⁴⁾によると、鎖帷子に羽織袴という旧態依然の様相だったという。装備も剣槍が中心だったようで、土佐藩との戦闘は至近戦の関係で、優勢だったようだ。

しかし、本格戦になると桃山に陣地を持つ薩摩藩を中心とした部隊が眼下にある伏見奉行所をめがけ、砲撃した。このときのことを相馬は「贈友談話」に、「大小銃交々霰れ如く」と記している。その後、同書は「三方とも激戦、夜十二時ニ至ル、銃声・兵火天地に震動シ、四方に霹靂タリ総軍守り支る事あたわすシテ、敗軍死傷尤多し、其夜ハ咸らく野陣ス」

とある。実際、伏見奉行所は集中砲火を浴び、全焼している。

四日、新選組は戦闘がないまま淀城外に宿泊するが、五日は朝から戦闘が開始された。

新選組は未だ剣による接近戦を狙うが、西軍は銃砲の戦闘に終始したため、全く戦力外のままに旧幕府軍は約三百名の死傷者を出した。

そして、六日、官軍側に錦旗が掲げられることを聞いた徳川慶喜は、もはや朝敵となるだけでなく、犯罪人の汚名を嫌い、一部の重臣を半ば拉致に近い形で大坂に停泊していた軍艦開陽に乗船させ、一路江戸に退却した。

この戦闘を振り返り、「贈友談話」には、
「勤王を唱ひ、還て官軍に抗する、其名天地に入ル可からざるモ、恐レ憚らざるの、亦一の過ちなり改メざる可からず」

とある。自身の思いと真逆になることを憂いた一文だった。

甲州から板橋での捕縛

鳥羽伏見戦の敗戦から、新選組は大坂に停泊している軍艦に分乗し、江戸に着いたのは一月十五日だった。鍛冶橋(現千代田区)の秋月右京亮邸が屯所と定められ、同十八日に土方歳三は会津藩経由により幕府へ武器類の購入費用の談判を行っている。また、二十一日には近藤勇自らが登城し、慶喜へ芝新銭座の会津藩邸で養生する隊士の見舞いの御礼を述べている⁽¹⁵⁾。裏を言えば、慶喜からの抗戦指示があればいつでも動くという暗黙の願いだった。

しかし、近藤参内とはうらはらに、慶喜の真意は恭順にあり、そのため、抗戦派の頭目とされていた小栗上野介を罷免し、同二十三日、薩摩等にコネを持つ大久保一翁、勝安房による終戦を目的とした内閣人事が発表され、慶喜自身は上野寛永寺に謹慎した。

この経緯について、相馬に関連したものは存在しない。新選組の活動鎮静によるものかどうかは不明だ。しかし、新選組では、早くから相馬の才能を認めており、近藤土方の信任は厚かったようだ。そのことが、三月の甲州鎮撫での局長附組頭拔擢の素養となろう⁽¹⁶⁾。

慶応四年(1868)、二月晦日、かねてより偽官軍事件や脱走歩兵の脅威にあった甲府城に鎮撫隊を送ることを決めた幕府は、その鎮撫隊を新選組に命じた。

近藤勇(このとき大久保剛を命名される)と土方歳三(このとき内藤隼人を拝命される)を筆頭に、旧新選組と会津藩梶原平馬率いる一隊と、町奉行所支配となった穢多頭、弾直樹(このとき矢島内記と改名)の総勢二百名で翌三月一日に出立した。

しかし、この鎮撫隊作戦は失敗に終る。東山道軍(官軍)は諏訪(現諏訪市)で隊を分け、三月三日には甲府城を占拠したのだ。この時点で鎮撫隊は進退を問われるが、幕府より命を受けている以上は話合わなければならないと、勝沼宿(現山梨県甲州市)まで進軍した。この際、幾人かが東山道軍と折衝したようだが、すでにこの鎮撫隊を逆賊扱いしているのでは、煩悶としている間に、会津藩や旧新選組幹部の一部の抗戦意思も露出し、とりあえず同宿に閤門を設け、向こうから戦闘があった場合に抗戦するとして、武備を固めた。

結局、同六日、江戸へ進軍してきた土佐藩を中心とした東山道軍は鎮撫隊の関門を強行突破に戦端が開かれた。相馬は近藤の側にあり、奮戦したものと思われるが、圧倒的な武力を持つ東山道軍に抗す力もなく壊滅し、鎮撫隊は各々が分散して江戸へ到着した。

これ以降、相馬の記録は途絶える。新選組一行はこの後、一部の幹部の離脱後、大久保大和守と改名した近藤率いる一統は、歩兵隊頭取で、幕府組合銃隊近藤隼雄(旗本)とともに、北町奉行所支配の及ぶ五兵衛新田村(現東京都足立区)に移動し、待機した。⁽¹⁷⁾

相馬はこのとき、幕府と陸軍隊との周旋にあたっていたのではないかと考えられる。松濤権之丞の書状を持参できる立場を考えれば妥当かと思われる。

四月一日、陸軍隊は五兵衛新田より流山宿(現千葉県流山市)へと移動した。東山道軍斥候隊が日光街道へ進軍することを探知したため、無用な衝突を回避することが目的だった。翌二日に流山へ到着し、かねてより予定していた豪商、「鴻池」こと、永岡三郎兵衛宅を屯所とした。

ところが、手柄優先の東山道軍の行動は早かった。一日に千住へ到着した東山道軍はすでに五兵衛新田の屯所を脱走した歩兵を捕らえており、陸軍隊の動向はキャッチしていた。そのため、同三日、越谷宿(現埼玉県越谷市)から移動中だった大軍監香川敬三は、粕壁宿(現春日部市)で隊を分け参謀上田楠次(土佐藩)、および有馬藤太(薩摩藩)が隊の一部を率い、一路、流山へと進軍した。

一方、着陣準備の最中、荷駄もすべて揃わないままに急襲された陸軍隊は抗する術もなく、とにかく大久保が出頭し、形式上、隊を解散させた。

このことを知った相馬は下総方面を巡回中だった松濤権之丞より書状を貰い、大久保が正規の幕府軍であり、暴徒鎮圧のため、集結した隊だという保証の一笔を受け取って、東山道軍本陣である板橋宿(現板橋区)へ赴いた。

四月五日、当時、東山道軍に属した旗本、掛斐岡田家(通称岡田藩)横倉喜三次は日記⁽¹⁸⁾に次のとおり記している。

「同(四月五日)於野州ニ香川君御人数ニ而御捕押ニ相成リ賊將近藤勇事当時変名大久保大和守并家来相馬肇、野村理三郎彦根御人数附添板橋御本陣へ到着ス。於五藩役所一通リ御糺シ之上安藤長門守殿御人数へ御預ケニ相成ル」

また、平田九十郎宗高は日記⁽¹⁹⁾に、

「今夕方相馬肇ト云フ者、松濤ヨリ近藤エ所遣之手簡ヲ持参セリ。然レトモ近藤ヘハ不為逢応接所へ留置ク。其書之趣ハ鎮撫方トシテ出シトノ趣ヲ以テ可申開トノ事也」

とあり、翌日には

「相馬肇ヲ予等糺明ス。近日近藤カ兵隊ニ随従セシ故、細事不分、本ハ笠間ノ者ナルカ、五年前脱藩セシ者ナリ」

とある。相馬は大久保同様、そのまま東山道軍によって投獄されたのだ。その様子を「横倉日記」の十三日の項では、

「近藤勇并家来兩人、安藤家へお預ケ相成候処、今日ヨリ当家へ御預ケニ相成(中略)勇儀者足カセノ上入牢。家来兩人者縄ヲ打壱人々別間致し昼夜嚴重ニ取締ス右ニ付、拙者儀夜中ニ詰切取締リ被仰付」

とある。相馬は独房に入れられ、磐城平藩(のちに揖斐岡田家)に昼夜とも見張られた環境にあった。

そして、二十五日、旧幕府軍が北関東で蜂起し、官軍はその総軍を持って対峙するため、また、それにより江戸が手薄となるため、奪還も危惧されている大久保大和守の斬首刑が執行された。相馬も同様に斬刑を受ける側にあったが、「横倉日記」によると大久保は、

「昨今召抱之者ニ而何事も存シ不申為事故、何卒助命被成下様願」

と、当日太刀取を命ぜられ、刑場に來た横倉に嘆願したのだ。

横倉は一見、旗本の家臣という陪臣の身だが、実は香川敬三に信任されていた実力者だった。香川自身も土佐藩脱藩中岡慎太郎率いる陸援隊出身⁽²⁰⁾で、東山道軍総督、岩倉具定の父、具視の腹心だった。横倉はこの大久保の言を受け入れ助命を願い出て、そのため相馬は辛くも一命を取り止めたのだ。

奥州

奇跡的に助かった相馬だったが、身柄はいったん笠間藩に預けられた。笠間藩は鳥羽伏見戦では大坂城代という立場にあったが、すでに官軍側に恭順しており、同藩としてはこの厄介者を預かることは危険と考えていた。一方で、その藩の転換も服従に近い恭順だったこともあり、相馬への同情もあったのだろう。ほどなく相馬は自由の身となった。

相馬はそこで、彰義隊で知り合った頭並春日左衛門(彰義隊在任当時は鉄三郎)を便り、春日の指揮下に入った。春日は幕府旗本で撒兵頭⁽²¹⁾を務め、大坂出張もしていたということから、相馬とは知己の間柄だったものと考えられる。相馬はこのときから藩に災禍がかからぬように名を「主計」と改めた。

この後、相馬は春日と行動を共にし、五月十五日の彰義隊壊滅後も、春日とともに江戸市内に潜伏した。

六月二十六日、彰義隊頭取池田大隅守、そして春日一行は当時幕府にいた松平太郎から二十八両をいただきチャーターした和船、大黒丸で江戸湾を出立した。和船という劣悪な環境と、制海権を官軍に奪われかけていた時期もあって、久之浜の手前、猪(江)之綱港(現福島県いわき市)に上陸したのは七月十四日だった⁽²²⁾。同所の素封家に休泊の後、木戸村(現檜葉町)の寺院で一泊し、翌日は富岡村(現富岡町)の寺院で二泊した。ここは棚倉藩の飛び領地で陣屋もあり、ここで棚倉、相馬、仙台各藩と合流し、十七日、春日はここに留まることに

して池田は会津へと向かった。相馬は春日とともに陸軍隊を組織して、春日が隊長として、そして相馬は幹部として奥羽公儀府軍として行動した。

この合同した一隊とともに平方面へ二十一日に進軍し、平潟口軍(官軍)と最初に戦闘を行ったのは二十三日の広野村(現広野町)だった。戦闘は二十四、二十五日と行われ、このとき、同じ元新選組隊士で幹部だった野村利三郎の失態で敗戦している⁽²³⁾。また、この戦闘に官軍側には笠間藩も出兵しており、この戦闘は親子のニアミスだともいえる皮肉な結果となった。

八月二日、陸軍隊は白石(現宮城県白石市)に出張した。ここには彰義隊の盟主、輪王寺宮がおり、さっそく翌日には御目見の達しが届いている。輪王寺宮の執政、覚王院義観の日記⁽²⁴⁾には、

「(春日)左衛門組下之内、相馬主計設楽半助ハ殊ニ器量ノ者也ト云」

と、記されている。同五日に相馬は春日等とともに白石城に登城し、褒賞として金千疋をいただいている。相馬にすれば、十年前までは二両一人扶持の身分であり、変転はあっても、光栄のことと思っただけであろう。ましてや、武田耕雲齋の義挙に触発され、勤王攘夷のために郷里を出奔した身にとって、始めて勤王に尽くしたことを認められた日でもあった。

この後、「贈友談話」によると、陸軍隊は白石で相馬藩の救援を命じられ、相馬領黒木村(現福島県相馬市)に着陣するが、このときには既に官軍に恭順した後で、七日払暁には相馬藩を加えた官軍勢との戦闘となり、仙台藩兵とともに奮戦した。この相馬藩の反覆について、「贈友談話」で、

「既ニ仙台・相馬の如きハ、昔伊達正(政)宗ノ乱ニ当リ、相馬勢敗北ノ憾讐アルヲ、今日ニ拘り如何ともスベキナシ。これらカ為ニ大軍以テ寸時に皆敗ヲ取ル。尤其国ヲ言テ能陸奥トトや言ハむ」

と述べ、元の仇敵なので裏切ったと解している。

そのため、仙台藩は旗巻峠(相馬市、宮城県丸森町境)と駒ヶ嶺宿(現新地町)に陣地を移し、陸軍隊は駒ヶ嶺村に移動した。

十一日、六時より官軍の砲撃から戦闘は開始され、猛烈な攻撃のため、坂元宿(現宮城県山元町)まで撤退を余儀なくされ、同地を回復するため、陸軍隊へ仙台藩兵が加わり、十六日、駒ヶ嶺宿の挽回のため、旗巻峠の味方と官軍を挟撃する作戦を建てるが、旗巻側の攻勢が奮わず、逆に官軍側の攻勢を強める結果となり、福田村(現福島県新地町)に撤退した。そして二十日には今田虎太郎率いる仙台藩兵を合併した陸軍隊は七時より駒ヶ嶺の奪還を図るが、桜馬場まで進軍したところで官軍の猛攻に逢い、陸軍隊十名を含む、十六名が戦死した。

九月、陸軍隊は仙台北下へと移動した。すでに大勢は決し、奥羽同盟も優勢なのは庄内藩と敵に攻め込まれない南部藩のみで、すでに多くの藩は攻め込まれて恭順し、会津藩さえも兵站や食糧を絶たれ、降伏直前という様相を呈していた。

すでに旧幕府脱走軍は続々と仙台に集結しており、榎本武揚を筆頭とした脱走隊も含め、数千の兵が充満していた。陸軍隊もこのときには仙台に来ており、星恂太郎の日記⁽²⁵⁾によると、仙台藩は磐城口の戦鬪を褒め、春日に仙台藩の出仕を勧めたという。春日が藩士として登用されれば相馬も必然的に仙台藩士となる訳だが、春日は固辞した。恭順がわかっている藩ともにするのは本意ではなかったであろう。

一方、大鳥圭介率いる伝習隊、および新選組ともこの仙台で合流した。土方歳三も仙台に到着していた。相馬はここで新選組と合流した。

箱館

元号が変わった明治元年(1868)十月十三日、相馬は榎本武揚率いる旧幕府脱走軍ともに艦船へ乗船し、一路、蝦夷地へと旅立った。

相馬はこの気持ちを「贈友談話」で、

「尚函館に至ルハ一旦敵ト成リシヨリ厭まで斃レすんハ止シト、官兵に抗するの心おろかなり、固ヨリ及ハざる軍に属し、人民ヲ苦むるハ、武門の習、止ヲ得されハとて、方嚮を誤る所の亦一ノ過ナリ」

と述べている。相馬の覚悟が感じ取れる。

石巻折浜(現宮城県石巻市)を出航した船は、いくつかの港へ寄港ののち、同十九日に森町の鷺の木浜に碇泊した。「贈友談話」によると相馬の乗船した船は二十日に到着している。ここから小船に分乗して、集結の後、先陣として本多幸七郎、人見勝太郎率いる伝習隊一小隊が上陸し、箱館に向かっている。人見、本多等の目的は脱走軍の歎願書を受理してもらうためだった。とはいえ、基本的に受理されないことを承知のうえで交渉している。これに対し、箱館奉行所の清水谷公考は、長州、備前、津軽、松前の藩兵を出陣させ、大野村(現北斗市)で交戦した。

これにより戦争の口実ができると、二十一日、大鳥圭介と土方歳三を旅団長とした大隊が上陸し、二隊に分かれて箱館へ進軍した。相馬は土方歳三率いる隊の軍監として従軍し、ささやかな戦鬪があったのみで、二十五日には五稜郭近辺まで到着した。この動きを知った清水谷は戦わずして、箱館から逃走し、翌日、旧幕府軍は箱館五稜郭へ無血入城し、国旗である「日の丸」を掲上した。

二十八日、官軍側に属す松前藩を征討するため、土方歳三率いる七百名は五稜郭を出陣した。相馬はこの戦争には参加せず、十一月四日に箱館を発し、戦鬪を終えた松前に赴き、裁判職としてしばらく終戦処理を行った。

十二月十五日、この日、蝦夷全地が箱館政府の支配下となった。それより以前、榎本は箱館政府を認知してもらったため、外国各公館に通達を出しており、諸外国からも「事実上の政権」と認められた。

その箱館政府だが、役職の再編成のため、榎本は幹部による投票によって役職を決めることにした。その結果、板倉伊賀守、松平定敬といった元藩主たちは役職よりはずれ、榎本以下、歴戦の士官が政府の閣僚に就任した。その際、土方歳三は箱館政府陸軍奉行並となり、相馬は箱館奉行添役、箱館市中取締役の任についた。その際、「贈友談話」によると、下の名が「主計」を称する幹部が二名もいたことから、名を「主殿」に改めた。

箱館政府は政権安定のため、朝廷に建白書を提出した。蝦夷地における箱館政府の承認を求めたが、国を二分するわけではなく、朝廷側はその申し入れを断固拒否した。ただ、蝦夷地の冬はさすがに極寒であり、その間、じゅうぶん軍備を固める期間に宛て、ついに明治二年(1869)三月、いよいよ箱館政府軍を討伐するため、艦隊を率い、宮古湾(岩手県宮古町)に集結した。

この情報を探知した箱館政府軍は作戦会議を練った。いままで箱館軍が頼りにしていた旗艦、「開陽」は昨年十一月十五日、江差攻撃の際、座礁して、新政府軍の有する「甲鉄」に対抗できる艦を失っていたからだ。

このとき、結論されたのは「アボルタージュ」だった。つまり相手の艦に潜入し、強奪するという方法だった。国際法上、問題ないということも決行を後押しした。

さっそく奪還軍の総督を土方歳三が志願し、相馬率いる新選組、神木隊、彰義隊、遊撃隊等の計百名弱で編成された。そして二十三日、「回天」、「蟠龍」、「高雄(第二回天)」の三艦にそれぞれ分乗し、箱館を出航した。

正史を読む限り、どう考えても運というものに恵まれない箱館政府だが、このときもそうだった。この三艦のうち、天候不良のため、旗艦回天は二艦とはぐれてしまった。しばらく待ったものの、どうも合流する気配はない。仕方なく単艦による攻撃が決行された。

二十五日早朝、アメリカ国旗を掲げて入港してきた回天は、「甲鉄」の直前で日章旗に交換され、官軍の慌てるなか、甲鉄に衝突、接舷した。このとき、互いの艦の構造や性能を把握した攻撃ならば成功の確率もあったが、強硬論が先行したことが問題だった。これがこの決戦の勝敗を分けた。

まず、内輪船の「甲鉄」に対し、外輪船の「回天」では縦列の接舷は不可能であり、また、両船には甲板に高低があり、兵士の移動を難航させた。当初は奇襲の成果もあり、優勢だった箱館軍だが、徐々に態勢を立て直した新政府軍は盛んに銃撃戦を展開した。特に「甲鉄」にはガトリング砲が装備されており、艦長である甲賀源吾は全身に銃弾を浴び、即死した。相馬もこの戦闘で負傷した。結局、四十二人の戦死者を出しただけでは済まず、先に別れた「高雄」が官軍に拿捕されるという失策まで起こすという大損失に終わった。

その勢いに乗じた新政府軍は四月九日、乙部港(現北海道乙部町)より上陸した。手薄な警備の箱館軍は撤退し、それに乗じ、第二次、第三次と、新政府軍は江差へ上陸した。

この報を聞いた箱館軍は松前へ軍を投じ、新政府軍を迎え撃つが、兵力の差は如何ともし難く、土方歳三率いる二股陣地でのスポット的な勝利を除き、すべてにおいて敗退した。

そして五月十一日、新政府軍は箱館市内へ侵攻した。このとき相馬は新選組を率い、弁天台場を死守し、また、海上の「回天」、「蟠龍」を援護した。土方歳三は弁天台場が孤立することを恐れ、兵を引連れ、一本木関門付近の陣頭指揮を執り、官軍と対峙した。一時は優勢を保つも、ついに自らが銃弾を受けて戦死した。春日左衛門もまた、同様に銃弾に倒れ、五稜郭内で自決した。

翌日も戦闘は行われ、この日、ついに箱館軍所有の軍艦はすべて失われた。相馬のいる弁天台場はこのとき食糧難に喘いでいる。「贈友談話」には、
「予軍兵糧尽キ、人馬ノ食ヒ 死肉 一、或ハ食 紫根 一、或ハ食フ 草葉田辛螺ヲ 一、十六日ナリ合テ五日絶糧ナリ」

これに加え、歩兵に紛れた密偵が大砲を無力化しようと工作したりと、隊内には疑心暗鬼が広まっていた。

十三日、そのようななか、弁天台場に箱館病院の高松遼雲、小野権之丞兩名連名の手紙が届いた。兩名を経由しての官軍による、弁天台場詰めの箱館政府軍への投降勧告だった。小野は薩摩藩、池田次郎兵衛が会津藩諏訪常吉に語った談話の写しを彰義隊高橋与四郎等に持たせ、弁天台場に送ったのだ。

そして官軍側より田島圭蔵が訪れ、相馬と降伏交渉を行った。同日、箱館奉行永井玄蕃と相談し、降伏勧告を受け入れる覚悟をした。ただ、五稜郭の本部にも諮りたいので、通行の安全を保証して欲しい旨の返書を高橋に持たせ、返事を待つと許可が降りたので、翌日、相馬は松岡磐吉とともに、敵中見守るなかで道を進み、五稜郭へ入城した。このとき、相馬は永井より「新選組隊長」という役職に任命された。⁽²⁶⁾

五稜郭でも、すでに統制は取れなくなっており敗北は確定していた。脱走者は跡を絶たず、榎本等はそれを放置した。そして相馬の来訪により会議が開かれ、この日は降伏が決められなかった。ただし、榎本は自分は戦死してもこの書だけは残したいと、自らがオランダ留学中に学んだ「海律全書」を添え、官軍に渡した。

五稜郭に書状を渡し、相馬たちはまた弁天台場に戻った。新政府の出した「恭順実効ノケ条」に従い、投降準備を始めた。

十六日、新政府軍からは箱館軍の籠る各戦地に酒肴が届けられた。榎本から贈られた貴重書に対する礼だとして、隊士はようやく飢餓を凌ぐことができた。

そして五月十八日、一年半にわたる国内戦争はついに終止符を打った。

流刑

降伏後、弁天台場の新選組一同は青森県弘前の薬王院に謹慎処分となった。相馬は幹部

として、榎本たち幹部とともに東京へ護送された。

明治三年(1870)、相馬だけは元新選組隊士の横倉甚五郎や大石鉄次郎とともに坂本龍馬や伊東甲子太郎の暗殺の嫌疑をかけられ、刑部省に移された。ここで尋問を受けたが、坂本暗殺については未だ新選組に入る前の出来事として嫌疑が晴れたものの、伊東暗殺は実行犯が新選組であり、主犯とされた大石鉄次郎も処刑されたことが災いし、終身流刑とされた。流刑先は伊豆諸島のひとつ、新島とされた。

明治三年(1870)九月、流人船に乗船した相馬は同年十一月、新島へ着いた。新島では大工職、甚兵衛方へ預けられた。

甚兵衛家は元禄ころより新島へ移り住んだ家系で苗字を植村と言った。元は植松姓だと長栄寺の過去帖に記されている。代々大工を業とし、勘左衛門を世襲するが、このころ、甚兵衛の長男、勘左衛門が若死したため、甚兵衛が一家の長であった。

流人は自ら職を持つことは許されないため、相馬は甚兵衛宅の一寓を借り、寺子屋を開き、島民の子弟に勉強を教えた。島民も実直な相馬の性格に慕うようになった。

その寄寓先の甚兵衛の長女、マツが恋仲となったのは自然の経緯だった。常に相馬の面倒を見ていたことから、次第に相馬の人柄に触れ、甚兵衛としても、相馬が自分の家を作りたと言って、道具材料を貸してやったところ、見事に家を作り上げた腕前から、相馬に淡い期待もあったのだろう。

植村家は運良く跡取りとなる勘太郎(のちの浅次郎)がいた。未だ幼少だが、跡取りがいれば、流人でありながらも相馬との縁談を許したのではないだろうか。明治五年(1872)、相馬は「当庁御役人宛」として嘆願書を提出している。⁽²⁷⁾ 僅かな畑と家を与えて欲しいとの内容だった。その文面に相馬の土着の意思が見える。

そのようななか、十月九日、相馬にも流罪を許す赦免状が届いた。本土の方では戊辰役で賊軍側にいた幹部が続々と赦免されており、新政府の側でも、旧幕府側の有能な人物の能力を欲していたときだった。このときの相馬の境遇は複雑であっただろう。新島での土着を決めてすぐの赦免状だった。相馬は前回の歎願を撤回し、妻のマツを連れ、東京へ帰る決心をした。

豊岡県

相馬主殿は東京へ移住後、明治六年(1873)二月、箱館政府時代、同僚だった大野右仲の推薦を受け、豊岡県(現在の京都府久美浜地方と兵庫県豊岡市地域)東京出張所に勤務した。⁽²⁸⁾ 当時、大野はこの豊岡県の権参事をしており、旧知の仲の縁で、当時の箱館戦争で一緒だった仲間よりは格下扱いであっても、ともあれ相馬は官職に入ることとなった。

四月、十五等出仕となり、豊岡県に赴任することとなった。相馬は訴聴係に配属され、主に訴訟の受付を行っていた。翌年には十四等出仕に昇格し、仕事も順調にこなし、当初は副官だったが、徐々に主官を任されるようになっていた⁽²⁹⁾。

豊岡県とは、明治五年(1872)、旧久美浜県に豊岡城崎地区を合併して出来た県で、当時の幹部として、県令は小松彰。参事に旧幕臣の田中光儀。そして権参事には大野右仲がいた。のちに小松は移動により豊岡を去り、つぎの県令が事情により辞退したので、県政は実質、田中と大野で実権を握っていた。

「豊岡市史下巻」⁽³⁰⁾によると、「検稻一件」という事件があった。税徴収のため、県各地を歴訪していた田中と大野だったが、大野が歴訪先で酒食の接待を受けているとの情報を受け、気心を加えるのではないかと思った田中は、大野が訪れていた村へ出向き、村人がいる場で叱責したという。大野の面目はまるつぶれだ。このときより田中派對大野派の戦いが火花を散らす。

訴聴係にもその影響が出た。田中は公家出身の中御門経明を豊岡県に招聘し、大野派の追放を図ったのだ。

明治八年(1875)二月三日、相馬は突然免官(解雇)される。大野派と見られた相馬を司法の立場に置くことを嫌悪した田中の更迭だった。同人の日記によると、その日のうちに辞令を直接渡したという⁽³¹⁾。すでに大野は病気と称して東京へ戻っていた。

この人事の刷新は裁判所業務が一ヶ月ほど停滞するという騒動となるが、その間に大野派の人物を駆逐し、田中の部下となりうる人物をどんどん豊岡県に出仕させた。

同年四月、田中は大野のもとを訪れた。大野は病気を理由に辞表を提出していたのだ。田中は認めなかった。田中体制が整わない中、問題は山積みだったのだ。

しかし、ここで大野は秘策中の秘策に出た。田中は七月二十日、突然豊岡県を免官された。当時豊岡県で問題となっていた会計不明朗問題を大野が告発したのだ。これにより二十三日、鳥取県令だった三吉周亮が豊岡県に赴任することになった。

三吉は、というより影の実力者である大野はすぐに豊岡へ戻ると、この県財政の会計に数多の不明朗部分が多いことをどんどん明るみに出した。それをすべて田中に責任を押し付け、その際、田中派の官員すべてを依願免官させた。かわりに補充人員を鳥取県から三十名を引抜き、豊岡県に異動させるという大人事を敢行した。余談だが、このときも訴聴課の業務が約二週間も停滞した。

この事件と相馬にまつわる伝承とで、符合する箇所が多いことに気づく。

植村マツの妹トウの息子である市川仙松氏が前田長八氏に語った伝承によると、「相馬は榎本から鳥取県令に推薦するという話を、ほかの元新選組隊士が貧苦の生活をしているなか、自分だけ良い思いはできないと断り、その後、なぜか切腹した」という。この部分のうち、「榎本」の名を「大野」に、「元新選組」を「元豊岡県職員」と修正すれば問題がないことが判る。そもそも既出の話でいきなり県令というのはおかしい話で、「県令の推薦により鳥取県への出仕」という解釈が正しい。

その後、相馬の行方はそのまま消滅した。この市川仙松談話によると相馬は切腹したと云わ

れるが、残念ながら現時点において、彼の消息を伝える文書一切が発見されていない。著者が考えるに、市川談話に出た東京の住所を「くらまえ」とする説がある。旧笠間藩主牧野家の菩提寺要津寺の近隣が御船蔵前町と言ひ、多くの旧笠間藩士が居住していた。また、幕臣に転じた小野友五郎も同所三十六番地に製塩工場等を設立⁽³²⁾、たぶん相馬もこの地域に住居を置いたものと思量する。ただ、この地域に関する公文書は大正十二年(1923)の関東大震災、および昭和二十年(1945)の東京大空襲によって家はおろか柱の一本にいたるまで全焼した地域であり、これからの課題となるであろう。

なお、明治九年(1876)、豊岡県が廃県になった際、作成された官員履歴に相馬主殿が記載されている。明治八年二月三日の項目には「依願免出仕」となっている。相馬の処分が「免出仕」から「依願免出仕」に修正されたのは大野ではなかろうか？たぶん、明治八年十一月の騒動が原因で死亡したと仮定すれば、間接的にせよ、相馬を死に追いやった大野のせめてもの恩返しだったのかもしれない。

相馬の激動の生涯は三十三年で閉じた。有能だが柔軟性に欠け、思想のジレンマゆえの破局とも取れるが、それが「土道」であり、新選組最期の隊長ならではの波乱な生涯なのだろう。

余談だが、妻のマツはその後、親元のいる新島へ戻り、明治十四年(1881)、伊豆大島の大沼勘左衛門を養子に迎え再婚した。のちに離婚して、新たに梅田家から養子を貰った。明治三十年ころ、夫である植村勘左衛門は代々の大工職を継がず、砂利事業を興し、のちに東京府に木杯を授与した。マツはその後、大正十二年(1923)四月二十八日午前十時、本籍で七十一歳の生涯を終えた。その間、相馬の逸話は本人より口外無用の遺言を守ったことから、相馬主殿はいまも謎多き人物として語られることであろう。

参考、ならびに引用文献

- 1、「新島流入帳」 新島村史・資料編 2(新島村)
- 2、「任解録」 国立公文書館蔵
- 3、「笠間藩年数表」(笠間稻荷蔵)
- 4、「笠間市史・通史編」(笠間市)
- 5、「船橋義忠」除籍謄本
- 6、「牧野貞寧日記」 茨城県史維新編 所収
- 7、「贈友談話」 日野市立新選組のふるさと歴史館第三輯「戊辰戦争のなかで」所収
- 8、「鬼沢大海」大越直子 筑波書林
- 9、「幕府歩兵隊」 野口武彦 中公新書
- 10、長防御征討御備行列附 著者蔵
- 11、「加藤平内明細短冊」 国立公文書館内閣文庫多門櫓文書より
- 12、「新徴組の記」 暮地義喜 東大史料編纂所蔵
- 13、「去方商人体之者より差越候書付 大橋氏持参ニ付写す」五島孝家文書 岐阜県歴史資料館蔵
- 14、「徒然叢書」 旧幕府 所収
- 15、「藤岡屋日記」 三一書房刊
- 16、「浪士文久報国記事」 日野市立新選組のふるさと歴史館第二輯「京都の日々」所収
- 17、「慶応四年新撰組近藤勇始末」 あさくらゆう 崙書房出版
- 18、「横倉喜三次日記」 「慶応四年新撰組近藤勇始末」所収
- 19、「平田宗高従軍日録」 「慶応四年新撰組近藤勇始末」所収
- 20、「陸援隊始末記」 平尾道雄 大日本出版峯文社刊
- 21、「春日家譜」 平川家文書 埼玉県立文書館蔵
- 22、「彰義隊頭取池田大隅守家臣岩村保手記」 東京大学史料編纂所蔵
- 23、「仙台藩記」 復古外記平潟口戦記 所収
- 24、「覚王院義観戊辰日記」 維新日乗纂輯5巻 所収
- 25、「星恂太郎日記」 箱館戦争史料集 所収
- 26、維新史料編纂会高松凌雲家文書(東京大学史料編纂所蔵)
- 27、新島博物館蔵
- 28、新選組読本～隊士外伝2 あさくらゆう著(玉造町観光協会)34p所収
- 29、新選組読本～隊士外伝2 あさくらゆう著(玉造町観光協会)35p所収
- 30、豊岡市教育委員会発行
- 31、豊岡関係資料(豊岡市立図書館史料整理室提供)
- 32、広島県立文書館蔵、小野家文書より